

「鳥取力」をみんなで作りに上げるためのガイドライン

～はじめの一步～

(案)



—鳥取県—

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

PHYSICS DEPARTMENT

1950

PHYSICS 311

PHYSICS 311

キーワード

地域づくり活動

①若桜鉄道「隼駅を守る会」の事例（八頭町）



発端はバイク専門誌が「隼のオーナーは隼駅に集合して記念写真を撮ろう!」と呼びかけたことでした。京阪神から7台のバイクが来町し、「来年もこの日に集まろう」と約束したことを契機に、隼駅を全国に発信するチャンスだと、地元有志が平成21年8月に「隼駅を守る会」を結成し『隼駅まつり』を開催。

平成23年2月には、若桜鉄道と「隼駅を守る会」が主催し、「カラオケ列車」「ビール列車」を運行。このほかにも、隼駅と姉妹駅提携した韓国の池灘（チタン）駅との交流や「SL列車」（郡家—若桜間）の運行などを展開し、幅広い活動が「地域再生大賞」（共同通信社）などの受賞につながっています。



「隼駅を守る会」の西村昭二会長（右写真）。初めての『隼駅まつり』には、北海道から沖縄県まで全国から100台が集結。5回目には700台ものバイクが全国から参加し、祭りが回を重ねるに連れ、ライダーたちにとって同駅への訪問が「聖地巡礼」として定着しています。

「これからも地元が一丸となって、地道だがしっかりと根を張った地元活性化策を講じていきたい。駅舎を核としたミニ鉄道公園の整備が大きな夢。さらに、山陰海岸ジオパークと水木しげるロードとの連携と、特産品の開発やスローライフをアピールした滞在型観光の振興も図りたい。」と、今後の展開を話してくれました。



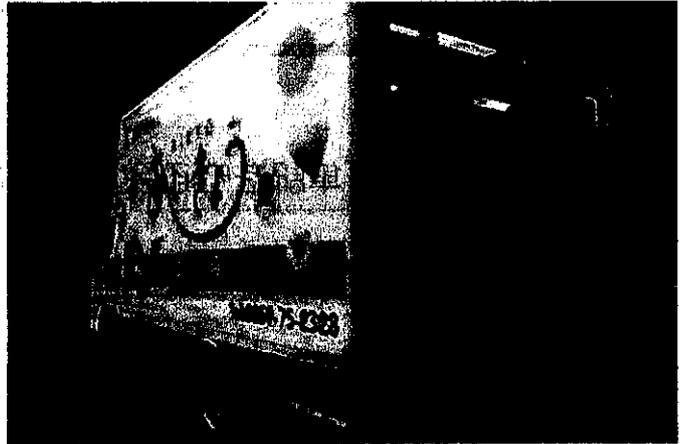
人財を活かす鳥取力!



②スーパーあいきょうの事例（江府町）

人口は3500人を割り込む江府町を取り巻く状況は厳しく、町内にあった大手のスーパーが姿を消すことになりました。そんな中、地元のスーパー「あいきょう」が山間地を中心に移動販売を始めました。

現在では移動販売車3台を活用し、生活品の販売とともに、地域の「見守り」を行っています。



経営者の安達亨司さん（左写真）。「ある意味で生活支援や交流促進をやっているのは、ほとんど行政の代わりをやっているようなもの。ビジネスじゃないかもしれない。」と、これまでの取組を振り返ります。

「地域の人が地域の店を守るのは当たり前のこと。ここまで続けてこられたのは、やっぱり地域が好きだから。」と仰る安達さんは、温かく地域を見守っています。

支え合う地域愛が鳥取力!



平成2年から地元の生協の経営を引き受けてから、平成25年には売上の25%を移動販売が上げるようまでになりました。

また新しい試みとして、地元の日野病院と連携し、移動販売に合わせて健康診断を行う「看護の宅配便」を平成22年から始めました。移動販売車は、地域に欠かせないものになっています。



③鳴り石の浜プロジェクトの事例（琴浦町）



「鳴り石の浜プロジェクト」（馬野慎一郎リーダー）の立ち上げは平成23年6月のこと。この団体は、国道9号線の交通量が減少することに危機感を感じ、地元では当たり前だった風景に焦点を当て、独自のアイデアで町内外にPRしています。活動の第1弾は海岸の清掃活動でした。

当たり前の資源を活かす鳥取力!



そして海岸の浜が「カラコロ」と心地よく鳴ることから、さまざまなことが「良くなる」「縁起の良い場所」として売り出しました。

絵馬のように石に願い事を書いて海に戻す石絵馬祈願を展開したり、鳴り石の浜の優しい波音を収録したCDやパワーストーン「良くなる石」などグッズも開発して販売し、話題を集めています。



夕方から夜にかけて鳴り石の浜を楽しむイベント「鳴り石祭り」や見晴らしの良いテラス席での結婚式、地元の主婦が金曜日と土曜日限定でランチを提供する「鳴り石カフェ」など、様々な企画を地域一体で取り組んできました。プロジェクト設立から約3年、「鳴り石の浜」を核に、地元住民や他団体との連携が着実に広がっています。



④NPO 法人 ハーモニカレッジの事例（鳥取市）



「“完成のない牧場”として、常に進化し続ける牧場にしていきたい」と、NPO 法人ハーモニカレッジの理事長、大堀貴士さん。ポニーの乗馬や飼育、自然体験などを通して、青少年の健全育成を行うことなどを主な目的にこの活動を始めた石井博史さん（故人）の意志を受け継いでいます。

子どもたちへの指導は、「こうしなさい」といった抑えつけるよう言い方でなく、子どもたちの「やりたい」「やり尽くす」という意欲を重視しています。

このような大堀さんたちスタッフの方針のもと、子どもたちは、工夫を重ねながら、「欲求を満たすために」連携し、自然とチームワークや思いやりの気持ちなどが育まれています。



ポニーに乗り、世話をしながら、野山を遊び場に伸び伸びと走り回る子供たちと、その光景を温かく見守るポニー牧場のスタッフや保護者たち。

「“完成のない牧場”として、子どもたちと同じように日々、牧場も成長させていきたい」と語る大堀さん。NPO 活動が地域に根付き、成長を続けています。



人財を育て続ける鳥取力!





まるたんぼうは平成21年4月、中国地方初の「森のようちえん」として開園しました。代表の西村早栄子さん（左写真）。生まれも育ちも東京で、移住した智頭町で満足のいく子育てを実感しました。

「想像以上に良かった。これを1人で満喫するのはもったいないと思うようになり、ぜひ智頭に来て子育てしてほしいという思いが強くなった」と振り返ってくれました。

まるたんぼうでは、「見守る保育」を柱に「体を鍛える」「心を育む」ことを保育方針として掲げています。

「森のようちえん」は、45年ほど前からデンマークで始まり世界中で浸透。毎日森に通うことで、体力の増強や創造力や観察力、危機回避能力やコミュニケーション能力など、さまざまな発達効果が期待され、日本でも100以上の団体が運営しています。

地域資源を活かす鳥取力!



西村さんは「見守ることで子どもは自ら問題を解決し、大人はその姿に感動してますます子どもを尊敬し信頼するようになります。子どもは丸ごと受け止められたと感じ、自尊感情や他尊感情、信頼感が育つのです。」と語ってくれました。

保護者からも、子供が森の中でたくましく成長する姿に「子育てが楽しくなった」という声が聞かれています。



「無鉄砲だが、自分の信じた道を行く」。この地方でいう「だらす」。そんな米子市出身の故・岡本喜八監督が映画制作に込めた思いを、まちづくりに生かそうと活動しているのがNPO 法人「喜ハプロジェクト」です。

「独立愚連隊」「大誘拐」などの名作で知られる岡本監督の生家は、かつて商店街がにぎわいの中心だった四日市町にありました。「監督は、活気に満ちた頃の米子人氣質、だらすを表現しているように思えました。そんなまちを復活したい」。判澤正大理事長（右写真奥）はプロジェクト発足の経緯を話してくれました。



このプロジェクトは平成19年6月に米子市内のクリエイターなど約30人が集いスタートしました。この年に始めた「KIHACHI祭り」は平成10年まで中心商店街を会場に開催し、シンポジウムやアートイベントを展開、監督をデザインした自動販売機も各所で目を引きました。



現在、日々の情報発信は、コミュニティFM「DARAZ FM」を中心に据えています。

「反応が確実なコアな層に向けて情報を発信しながら、地域への愛情をゆっくり温めていきたい」と判澤理事長。ゆるキャラ「だらす様」の開発など、地域にゆっくりと根ざしています。

地域資源の活用が鳥取力!



⑦鳥取方式の芝生化の事例（鳥取市）



「きっかけは、ラグビーをするためのホームグラウンドがほしかったからなんです。」ニール・スミスさん（左写真）はそう振り返ります。

自ら平成14年に立ち上げたNPO法人グリーンスポーツ鳥取代表として、「鳥取方式（R）」の芝生化を提唱しました。

「NPOは特定の分野に秀でた職人集団。行政はもっと活用してほしい。NPOも本来の専門性を発揮でき、業者の育成にもなります。」

「自分は行政に絶対に負けない自信がありました。物事を改革するのに必要なのは諦めないこと。出発点が違っても県民の生活の質を高めるという目的が同じなら、互いに歩み寄り、工夫しながら前に進まなければいけない。」と、行政と徹底して話し合う姿勢を強調します。

人財の連携が鳥取力!



NPO法人グリーンスポーツ鳥取は、芝生の利用目的や使用頻度に応じて最適の芝を選択し、利用者や地域住民も参加して効率的な維持管理を行う「鳥取方式（R）」と呼ばれる手法を開発しました。

県内の45%の幼稚園と保育園、22%の小学校の園庭と校庭が緑のグラウンドに変わりました。



行政・業者・利用者の誰もが満足できる仕組みとして、鳥取方式（R）の芝生化は、NPO・行政・業者の3者が連携した協働モデル事業といえるでしょう。

複数の主体が協働するためには、相互にお互いの関係性を理解し、同じ理念を共有することが大切です。

目次

ここが鳥取力 ～鳥取力創造運動活動事例より～	1
1 若桜鉄道「隼駅を守る会」の事例	1
2 スーパーあいきょうの事例	2
3 鳴り石の浜プロジェクトの事例	3
4 NPO 法人ハーモニカレッジの事例	4
5 NPO 法人森のようちえん まるとんぼうの事例	5
6 NPO 法人喜ハプロジェクトの事例	6
7 鳥取方式の芝生化の事例	7
第1章 本ガイドラインの背景・目的	11
1 みんなで創っていく「とっとり」	11
2 本ガイドラインの策定経過・目的	12
3 本ガイドラインの特徴	13
第2章 鳥取力のススメ	14
1 鳥取力創造運動の背景	14
2 鳥取力創造運動の活動	15
第3章 活動のススメ	16
1 あなたのその活動も鳥取力なんです	16
(1) さまざまな活動のカタチ	16
(2) 続けてきた活動、これから始める活動の意義	17
(3) 活動の始め方	17
(4) 自分の想いを確認してみる	18
2 活動に参加してみよう	19
(1) まずは活動を知りましょう	19
①非営利公益活動とは	19
②非営利公益活動の意義、特性	20
③さまざまな非営利公益活動のカタチ	21
■ボランティア活動	21
(ボランティアとは/ボランティアの特性/さまざまなボランティア活動)	
■地域づくり活動	23
(地域づくり活動とは/地域づくり活動の意義、特性/活動の視点)	
■NPO法人の活動	24
(NPO法人とは/県内での様々なNPO法人の取り組み)	
(2) 活動への参加にあたってここがけたいこと	27

3	みずから動く・つくる～自分たちで活動を起こす～	28
(1)	活動の体制を考える	28
(2)	計画を作ってみる	29
(3)	実際にやってみる	31
(4)	評価・改善する	31
第4章 協働のススメ		32
1	協働とは	32
2	協働の相手	33
3	協働の原則	34
4	期待される効果	34
5	協働の流れと留意点 ((1) 企画・立案 / (2) 実施 / (3) 評価・改善)	35
第5章 行政におけるNPO等との協働のあり方 (行政職員向け)		37
1	NPO等との協働とは	37
(1)	NPO等との協働の意義	37
(2)	正しく理解していますか? NPOのこと	38
(3)	パートナー意識を持ちましょう	39
(4)	NPO等との協働を始める前に	40
2	NPO等との協働の進め方	41
(1)	協働事業の基本的な流れ	41
(2)	協働事業の形態	42
(3)	事業実施の流れと留意点	42
	○事業の企画・立案、予算化	42
	○事業の準備	45
	○事業の実施	45
	○事業の評価・改善	46
第6章 NPO等における行政との協働のあり方 (NPO等向け)		47
1	行政との協働とは	47
2	知っていますか? 行政のこと	47
3	行政も知りたい NPOのこと	49
資 料 編		51
1	地域づくり活動・非営利公益活動・協働の基礎知識Q&A	52
2	鳥取県非営利公益活動促進条例	55
3	すぐに使える! 計画書・企画書様式	59
4	各種相談窓口一覧	61

凡 例

NPO

鳥取県非営利公益活動促進条例でいう「非営利公益活動団体」(法人格のない団体を含む)のことを指します。(「非営利公益活動」とは地域や社会のために、営利を目的としないで不特定多数の人の利益のために行われている活動のことです。)

NPOという言葉は、人によってその意味や捉え方が異なる場合もありますが、ここではNPOは下記にあるNPO法人だけではなく、法人格を持たない任意の団体も含まれます。

NPO法

平成10年に施行された「特定非営利活動促進法」の通称。この法律の主な内容は、特定非営利活動を行うことを主な目的として一定の要件を満たす民間の「NPO」に、所轄庁が認証することによりNPO法人という法人格(下記参照)を付与し、その活動を支援するというものです。

NPO法人

NPO法に基づき、所轄庁において設立の認証を受け、法務局において登記が完了することにより、法人格を取得した法人、「特定非営利活動法人」の通称です。

第1章 本ガイドラインの背景・目的

1 みんなで創っていく「とっとり」

現在、全国的に人口減少・少子高齢化が加速しており、地域社会の活力の減退が懸念されています。また、人々の価値観は、これまでより多様化しています。県民が豊かな生活をしていくために必要となる様々な課題の解決と多様化するニーズについて、行政や個々の組織だけで対応するのは難しくなっています。

鳥取県は、人口が日本で最も少ない県です。しかしながら、人口最少県だからこそ、人と人、人と地域の結びつきが強く、コンパクトなまとまりがあり、大都市と比べてコミュニケーションやネットワークづくりをしやすい特性があります。自治会などの地縁組織の地域活動も活発で、ボランティア参加率は全国でもトップクラスであるなどボランティア活動への意識も高いです。

また、最近では地域の課題に自ら関わり、行政や営利企業では対応できないニーズに応じた専門的な、きめ細やかなサービスを提供するNPOも増えてきています。

今後も、地域や住民のニーズはますます多様化・複雑化していきます。地域の課題や多様化するニーズに対応し、より魅力的な地域を創っていくためには、県民一人ひとり、県内の各活動団体、行政、企業等のそれぞれの主体が、地域づくりをはじめとするさまざまな活動を主体的に行う中で顔の見えるネットワークでつながり、協働・連携して柔軟に取り組んでいくことが大切になっています。

2 本ガイドラインの策定経過・目的

鳥取県では、県職員等を対象に、協働（32ページで説明）の実施にあたり必要な基礎知識や留意事項をまとめた『協働推進ガイドライン』を平成15年に策定しました。

このガイドラインを見直し、協働だけでなく鳥取力創造運動の理念や、鳥取力を創造していくための活動について、ボランティア活動、地域づくり活動、NPO法人の活動を例に基本知識を盛り込みながら、広く県民の方に活動の継続や新たな活動への参加を促すことを目的に、このたび『「鳥取力」をみんなでつくり上げるためのガイドライン～はじめの一步～』を策定しました。

本ガイドラインを一人ひとりが地域をより良いものにしていく活動に取り組む際のきっかけや参考になれば幸いです。

本ガイドラインのイメージ



3 本ガイドラインの特徴

- できるだけ分かりやすい言葉を使うことを心がけて書いています。
- 具体的なイメージが持てるように、実際の活動事例を交えながら示しています。

<各章の内容>

○第1章 本ガイドラインの背景・目的

人口減少や少子高齢化、地域の課題や住民ニーズが多様化・複雑化している中で、より魅力的な地域にしていくために、県民、団体、行政、企業等がさまざまな活動に主体的に取り組み、協働・連携して取り組んでいく意義と、本ガイドラインの目的や特徴について、イメージ図も交えながら示しています。

○第2章 鳥取力のススメ

鳥取力創造運動の基本理念やどのような取り組みなのかについて説明しています。

○第3章 活動のススメ

今、行っている活動の意義、新たな活動に参画していくことの意義について示しています。また、色々な活動がある中で、ボランティア活動、地域づくり活動、NPO法人の活動に焦点をあて、その基本的な知識や取り組み方を示しています。

○第4章 協働のススメ

活動の一つの手法であり、社会的立場の異なる組織が共通の目的達成のために対等な立場で協力し合う「協働」の基本的な知識や進め方を学びます。

○第5章 行政におけるNPO等との協働のあり方（行政職員向け）

行政職員とNPO等との関係に焦点を当て、協働が正しく理解され、対等な立場で取り組みが進むよう協働の意義やNPO等とのパートナーシップの意義、基本的な進め方を示しています。

○第6章 NPO等における行政との協働のあり方（NPO等向け）

NPO等が行政と協働する際に、より良いとりくみになるよう、NPO等にも知っていただきたい行政の基本的な事項を示しています。

○ここが鳥取力 ～鳥取力創造運動活動事例集より～

活動の実践に具体的なイメージを持っていただけるよう、実際の活動事例を巻頭に掲載しています。時間がない方には、ここだけでも十分に御活用いただけると思います。

本ガイドラインと鳥取力創造運動活動事例集の更新

このガイドラインと鳥取力創造運動活動事例集は、社会構造や人々の価値観、ニーズの変化に対応し内容の鮮度が保てるよう、必要に応じて更新・改訂していきます。これらの資料は鳥取県ホームページにも掲載し、随時更新していきます。

鳥取県ホームページ（鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課のページ）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tottoriryokusouzouka/>

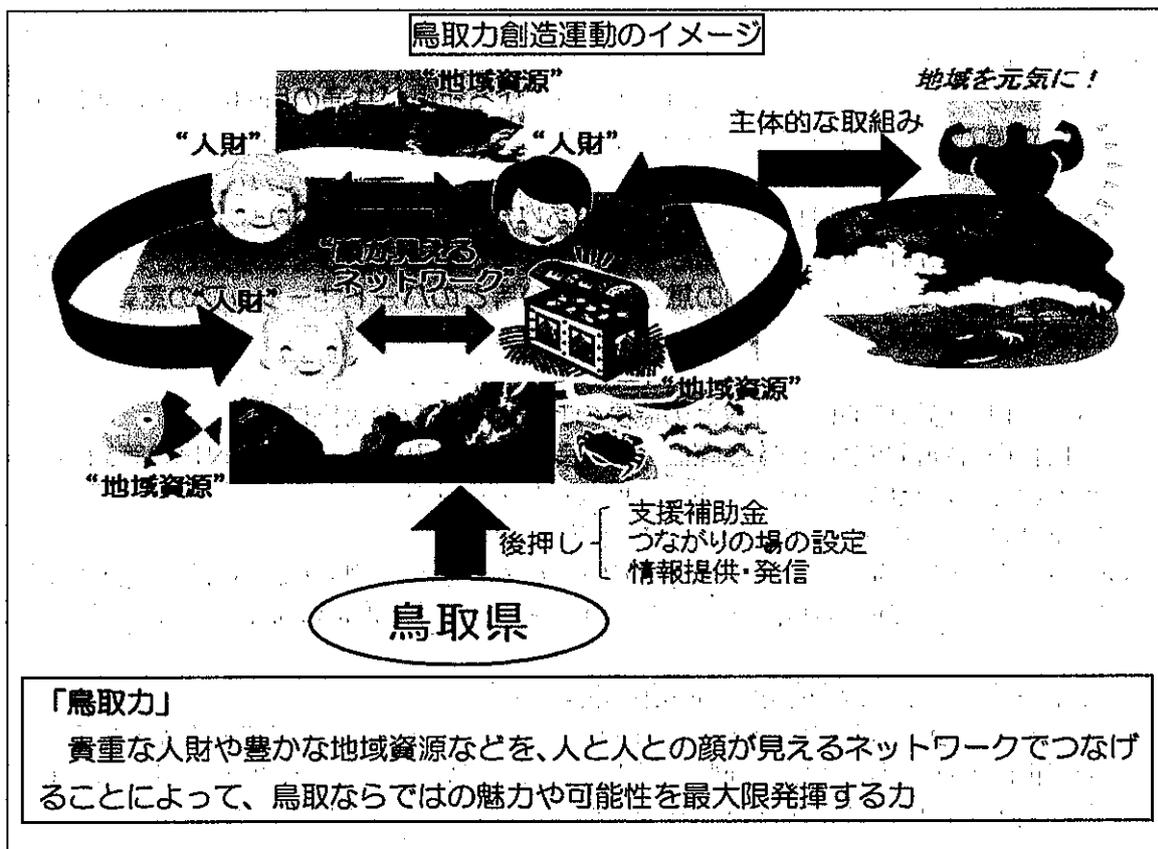
第2章 鳥取力のススメ

1 鳥取力創造運動の背景

鳥取県は、豊かな自然・環境、食などの〈目に見える資源〉や、地域の人と人のつながりが深く、人が温かく助け合い・支え合いの気風があるなどの〈目に見えない資源〉にあふれています。また、地域住民、自治会組織、NPO、企業など、様々な能力や特性を活かして活動されている「人財」も地域で活躍されています。

このような豊かな「地域資源」や「人財」は鳥取県にとっての大切な宝です。

鳥取県では、このような「貴重な人財や豊かな地域資源などを、人と人の顔が見えるネットワークでつなげることによって、鳥取ならではの魅力や可能性を最大限発揮する力」を「鳥取力」として定義しています。そして、そのような「鳥取力」に根ざした運動を「鳥取力創造運動」として推進しています。



鳥取力創造運動の基本理念

～県民の知恵と力の結集～

- 自助の原則

住民各自が地域の問題に関心を持ち、主体的に参画し、解決に取り組む自助を原則としつつ、共助・公助の連携を図ることが基本

- 協働の原則

住民、NPO、企業等と行政が互いの特性や違いを理解し、相互が対等な関係で取り組む

2 鳥取力創造運動の活動

鳥取力創造運動は、決して難しい運動、取り組みではありません。みんなの知恵と力を結集し、様々な組織が連携・協働してより魅力や活力がある地域にしていく運動です。



地域活性化、若桜鉄道存続・乗車率アップの取組み
(若桜鉄道「単駅を守る会」、事例①p.1参照)



智頭町の豊かな森を子育てに活用した取組み
(NPO法人智頭町森のようちえんまるたんぽう、事例⑥p.5参照)



交通量の減少への歯止め、交流人口増加への取組み
(鳴り石の浜プロジェクト、事例③p.3参照)

※平成22～24年度の各年度に実施した鳥取力創造運動活動表彰において、最優秀賞を受賞した活動を掲載しています。

鳥取県内では、環境、子育て、福祉、防災、地域文化、まちづくり、農林水産、観光、地域催事など、地域の活性化を図るためにたくさんの活動が行われています。

第3章 活動のススメ

1 あなたのその活動も鳥取力なんです

(1) さまざまな活動のカタチ

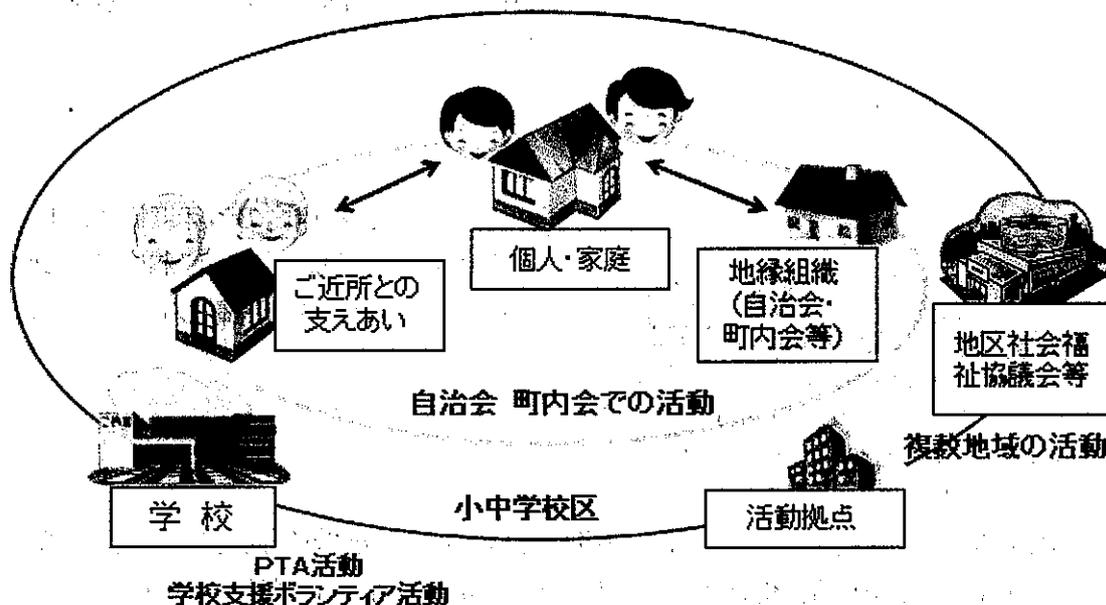
＜一人ひとりが主役となり、誰かのため、社会のために活動する。これも鳥取力。＞

私たちの住む地域では、ご近所同士の助け合いに始まり、自治会・町内会活動、地区社協活動、PTA活動など、日常の生活と密接した身近な活動や取り組みの積み重ねで成り立っています。

誰かを助けたい、地域を良くしたいという活動もあれば、もっと単純に「楽しいこと、面白いことをしたい」と行動を起こすことによって、自分自身が楽しめるだけでなく、結果的に地域を元気にすることもあります。

活動のカタチはさまざまです。一人ひとりが主役となり、力を合わせて地域を良くしていく。このような身近な活動も広い意味での大切な「鳥取力」です。

わたしたちの周りの身近な活動のイメージ



(2) 続けてきた活動、これから始める活動の意義

○続けてきた活動の意義

<大切にしたい。私たちの日常において昔から続けられてきた地域の活動>

地区の清掃活動に参加したり、自治会の仕事をしたり、学校のPTA活動への参加など、私たちの身近にある活動も大切な地域の力です。誰かのため、又は自分たちが住む地域のために「(自分が) やったらあ (してあげよう)」と当たり前のように昔から行われ、続けられている活動の精神も大切な地域の力です。

○これから始める活動の意義

<興味・関心や問題意識から始まる「あなたの活動」が地域の力になります>

自分の興味・関心や問題意識から、ボランティア活動のように、たった一人でもできる活動もあれば、同じ興味・関心を持つグループで活動をしていく中で、広がっていく活動もあります。活動の目的や取り組み方は地域によっても、そこで活動する人によっても様々です。

⇒自分たちの地域のことを見直し、身近なところから主体的に活動を行っていくという意識の盛り上がりや一人ひとりの取り組みが、豊かに暮らしてゆける魅力ある地域づくりにつながります。

(3) 活動の始め方

<どう始めて良いか分からない時は、既にある活動に加わるのも一つの近道です>

何か活動を始めたいが何から始めたら良いか、どうやって始めたら良いか分からない時には、まず地域のイベントや自治会活動、ボランティア活動、企業の社会貢献活動、NPOが行う活動など、既に行われている活動に参加してみるのも一つの近道です。

<「参画」—社会のさまざまな活動に自発的・積極的に責任を持って関わること—>

既存の活動に参加してみて、興味・関心の延長に気づきや問題意識を持って行動したいと思った人は、「参加」から、より積極的に問題意識や責任を持って行動する「参画」の意識を持って活動を進めてみるのも良いでしょう。

(4) 自分の想いを確認してみる

＜一人ひとり、進むペースは違ってあたりまえ。あなたはどの位置にいますか？＞

新しいことを始めたり、活動のステップを上げていくことも素晴らしいことですが、既に意識せず行ってきた身近な活動を地道に続けることも大切なことです。自分がしたいこと、そのやり方、ペースは人によって異なります。

まずは、あなたがどういう考えを持って、どう地域に関わっているか、または関わりたいかをふり返ってみませんか。



次の節では、私たちの住む地域に密接に関わる活動「非営利公益活動」について、特にボランティア活動、地域づくり活動、NPO法人の活動に焦点を当てて、その基本的な活動の知識や取り組み方について解説します。

2 活動に参加してみよう

(1) まずは活動を知りましょう

地域を良くするための様々な活動について、まずは活動を知ることから始めてみましょう。さまざまな活動がある中で、ここでは、地域や社会の課題解決のため、不特定多数の人の利益のために行われている活動、「非営利公益活動」について示していきます。

① 非営利公益活動とは

<非営利公益活動は、不特定多数の人の利益のために行われている活動>

鳥取県では、鳥取県非営利公益活動促進条例（以下「条例」という。）において、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている活動として非営利公益活動を定めています（条例では20項目の分野の活動を掲げています。詳細は55ページを参照）。

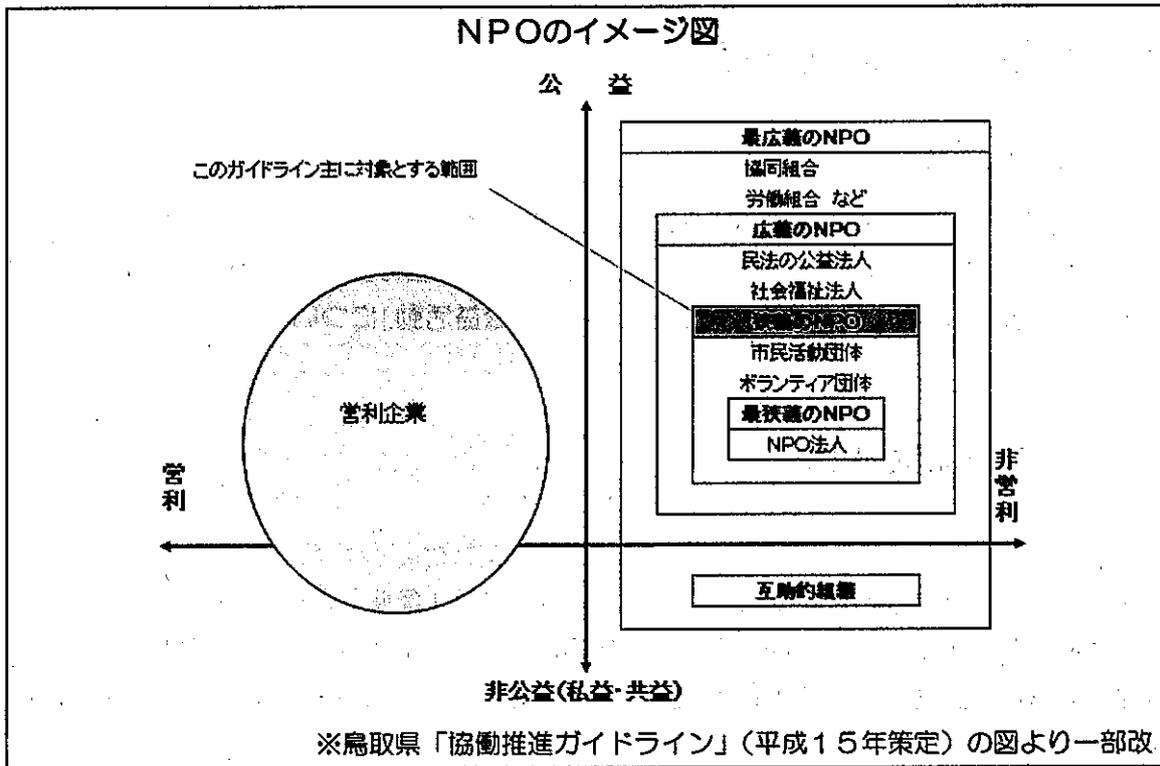
また、非営利公益活動を行うことを主な目的とする団体を「非営利公益活動団体」と定義しています。いわゆる「NPO」と呼ばれるものです。

「NPO」聞くと法人格を持っている「NPO法人」（24ページを参照）が思い浮かぶかもしれませんが、「NPO」という言葉は、一般的には法人格のある・ないに関わらず、営利を目的としないで社会貢献活動を行っている民間組織を指しています。このガイドラインで示すNPOの言葉や範囲は次に示すとおりです。

言葉の意味を知りましょう ～NPO～

NPOとは、Non-profit Organizationの「Non＝非」「Profit＝利益」「Organization＝組織」の頭文字をとった略称で、日本語では「民間非営利組織」と訳されます。営利ではなくその団体の使命や目的のために、自発的な社会的活動を継続して行う組織のことです。

NPOという言葉は、人によってその意味や捉え方が異なる場合もありますが、NPOはNPO法人だけではなく、法人格を持たない任意の団体も含むことを理解しておきましょう。



② 非営利公益活動の意義、特性

<非営利公益活動は多種多様。地域や社会の課題にきめ細かく対応>

「非営利公益活動」と聞くとなじみがないかもしれませんが、高齢者の買い物支援や子育て支援、森林保全活動など、私たちの身近なところで様々な活動が行われています。

非営利公益活動はそれぞれの主体が持つ自発性、先駆性、多様性、専門性などの特性から、地域や社会の課題に対してきめ細かく対応できる可能性を持っています。

次のページからは、幅広い活動の中から、ボランティア活動、地域づくり活動、NPO法人の活動を一例として、その基本的な知識や進め方について示します。

③さまざまな非営利公益活動のカタチ

非営利公益活動といっても活動の幅は幅広いですが、その中でもここでは3つの活動のカタチ「ボランティア活動」、「地域づくり活動」、「NPO法人の活動」に焦点を当てて示していきます。

■ボランティア活動

○ボランティアとは

＜ボランティアとは誰かのために自分の身近で出来ることから行う活動＞

ボランティアとは、日本では自分の意思で自発的に行う社会参加活動のことを指しています。ボランティア活動は特別な人が特別な事をする活動ではなく、協力を求めている誰かのため、又は社会のために、自分の身近で出来ることから自発的に行う活動です。

○ボランティアの特性

＜ボランティアの特性には4つのキーワードがあります＞

ボランティア活動の特性をあらわすキーワードは他にもありますが、このガイドラインでは大きく分けて4つのキーワードで示しています。

キーワード	説明
自主性・主体性	自分の意思で自主的・主体的に取り組む活動です。(誰かに押しつけられたり、義務として行う活動ではありません。)
社会性・連帯性	社会の中で誰もが豊かに暮らしていけるよう、共に支え合い助け合う活動です。
無償性・無給性	経済的な報酬を求めないことが原則で、お金では得られない出会いや発見、喜びを得られる活動です。(ただし、活動をお願いする側の判断で、活動の交通費やお弁当程度のお礼をすることを否定するものではありません。)
先駆性・創造性	従来の考え方やりかたにとらわれず、自由な発想でよりよい活動をつくっていく、しなやかな活動です。

○さまざまなボランティア活動

<ボランティア活動は多種多様。まずは身近なことから始めてみませんか？>

ボランティア活動には一人で始められる活動もあれば、グループに参加して仲間と行う活動もありますし、活動の目的やテーマも様々です。

次に示しているものは、様々なボランティア活動の中のほんの一例です。まずは興味・関心があり気軽に取り組めるものからはじめてみませんか？

種 類	活 動 例
福祉・生活	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者家庭や独居高齢者への声かけ、見守り支援 ・独居高齢者への配食支援 ・傾聴ボランティア ・福祉バザーへの協力 ・社会福祉施設でのレクリエーションの相手・指導 など
防災・被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の巡回パトロール ・生活支援物資の提供 ・がれきや土砂の撤去、住居の片付けや清掃 ・炊き出し支援 ・被災者への心のケア など
教 育	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会活動、PTA活動 ・学校支援ボランティア（学習支援、部活動指導、登下校時の見守り など） ・ボーイスカウト、ガールスカウト指導 ・本の読み聞かせ など
自然保護・環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園の清掃、海岸等の美化 ・植樹、森林の間伐 ・不要品のリサイクル活動 など
文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の継承と普及、昔話や遊びの伝承 ・音楽、芸術、スポーツ、レクリエーションの指導 ・スポーツ大会等イベントの運営 など
国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳ボランティア ・日本語指導ボランティア ・留学生支援（ホームステイ受け入れ） ・外国の方の生活相談 など
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・収集ボランティア（未使用ハガキ、使用済切手、使用済みテレホンカード、不要図書など） ・募金活動 など

「ボランとり」のご案内

鳥取県では鳥取県ボランティア総合情報サイト「ボランとり」を開設し、ボランティア団体・人材、ボランティア募集、ボランティア講座などの情報を発信しています。

●ボランとり「鳥取県ボランティア総合情報サイト」

<http://tottoriyoku.pref.tottori.jp/vol>

■地域づくり活動

○地域づくり活動とは

<地域づくり活動とは、そこに住む人々が自分たちの地域を豊かにしていく活動>

活動は「特別なこと」ではなく、ごく普通の人々が自分の身近な地域を住みよい場所するためにできることから取り組まれています。

鳥取県では、「ジゲおこし」という名称に代表されるように、昔から身近な近所や自治会組織等を中心に、人と人との結びつきを強め、信頼・協力関係を築きながら地域を良くしていく活動が地道に、そして活発に行われてきました。鳥取の地を愛する心と誇りを持ち、自分たちの地域を自分たちの知恵と力によって良くしていくという取り組みの精神は、鳥取力創造運動の理念にも引き継がれています。

① 継続したイベントを通じた地域活性化の活動の事例

○「隼駅を守る会」の取り組み（八頭町）

全国から隼の名前のついたバイクが集まる「隼駅まつり」や若桜鉄道を活用した「SL列車」「カラオケ列車」「ビール列車」など、様々な取組で地域を盛り上げています。



活動の詳細は巻頭ページ「ここが鳥取力」P1へ

② 社会的企業が行う地域づくり活動

○スーパーあいきょうの移動販売

安達亨司さんが経営する地元のスーパー「あいきょう」は、山間地を中心に車で移動販売を行いながら地域の見守りをしています。



活動の詳細は巻頭ページ「ここが鳥取力」P2へ

③ 様々な主体が連携した地域づくり活動

○鳴り石の浜プロジェクト（琴浦町）

鳴り石の浜を守る一斉清掃に始まり、「鳴り石祭り」や見晴らしの良いテラス席での結婚式、地元の主婦がランチを提供する「鳴り石カフェ」など、多くの人が連携しています。



活動の詳細は巻頭ページ「ここが鳥取力」P3へ

○地域づくり活動の意義、特性

＜大切にしたい、先人達の知恵を引き継ぎ、地域を支え、元気にする活動＞

昔から伝わる集落の祭りや、惣事（そうごと）と呼ばれる地域活動は、私たちが生まれるずっと前から伝わってきた、先人たちの生活の知恵でした。近年になり、農村集落から都市生活へと移行するとき、少しずつですが確実に、そういった知恵が失われつつあります。

地縁的な自治会活動や消防団といった活動は、地域に伝わる知恵を教えてくれます。このような活動から地域の人を知り、顔を合わせ、挨拶を交わすことから、鳥取らしい身近な関係が生まれていきます。また、地域だけでは解決できない大きな問題も、同じ問題意識を持つ他団体との連携によって解決できることがあります。

地域づくり活動は特別なことではなく、鳥取を愛する心から生まれる自発的な活動ととらえて、自分のできることから始めてみましょう。その中で、同じ思いを共有できる仲間とのつながりが生まれ、新たな地域が創られます。

■NPO法人の活動

○NPO法人とは

＜法律に基づき、特定非営利活動法人という法人格を取得し活動を行う団体＞

非営利公益活動の中で、平成10年に施行された特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得して活動を行う、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人の活動があります。（特定非営利活動促進法は、NPOの団体に法人格を付与することでより活動しやすい環境を整えようという市民運動をきっかけに制定されました。）

法人化は、活動をしていく中で、法的・社会的な位置づけが必要になった時に、団体の目的と運営の方針に照らして、選択する一つの手段で、NPO法人は法人化の選択肢の中の一つです。

NPO法人の設立について

1 対象となる団体

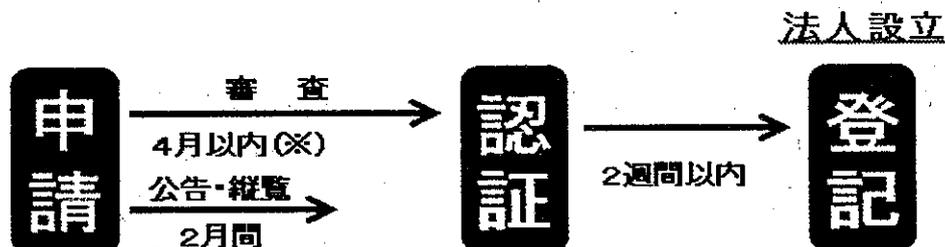
特定非営利活動促進法に基づき、NPO 法人になるためには、次のような要件を満たす必要があります。

- (1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- (2) 営利を目的としないこと（利益を社員で分配しないこと）
- (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- (4) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと
- (7) 暴力団でないこと、暴力団又はその構成員等の統制下にある団体でないこと
- (8) 10人以上の社員を有すること

2 設立の手続き

NPO 法人を設立するためには、法律で定められた書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける必要があります。

設立の認証後、登記をすることにより法人として成立することになります。



(※) 鳥取県では、3月以内に認証又は不認証の決定を行います。

<所轄庁とは>

主たる事務所が所在する都道府県の知事（政令指定都市の長）のことを言います。

NPO 法人を設立する場合は、巻末の相談窓口一覧にある県のNPO法人認証担当にお問い合わせください。NPO法人設立に関する詳細は、法人設立のための手引き書を鳥取県庁ホームページ（鳥取力創造課のページ）で公開していますので、こちらも御活用ください。

○県内での様々なNPO法人の取り組み

鳥取県でも、わたしたちの身近な生活に密着したさまざまなNPO法人の活動が取り組まれています。次に挙げているのはほんの一例です。

④青少年の健全育成支援の事例

○ NPO 法人ハーモニーカレッジの取り組み

ポニーの乗馬や飼育、自然体験などを通して、青少年の健全育成を行うことなどを主な目的に、子どもたちの意欲を伸ばす支援を行っています。



活動の詳細は巻頭ページ「ここが鳥取力」P4へ

⑤子育て支援の事例

○ NPO 法人 森のようちえん まるたんぼうの取り組み

“見守る保育”を柱に「体を鍛える」「心を育む」ことを保育方針に掲げるまるたんぼうでは、森の中で子どもたちが自由に遊びながら自然に学んでいます。



活動の詳細は巻頭ページ「ここが鳥取力」P5へ

⑥地域を活性化するコミュニティの事例

○ NPO 法人 喜ハプロジェクトの取り組み

コミュニティFM「DARAZ FM」を通じて、地域の情報発信をしたり、「KIHACHI 祭り」などのイベントによって、地域に活力を与える活動をしています。



活動の詳細は巻頭ページ「ここが鳥取力」P6へ

MEMO ~実行委員会って何?~

地域などでの活動で、よく「〇〇イベント実行委員会」や「〇〇大会実行委員会」など、実行委員会という言葉を目にするのではないのでしょうか。実行委員会とは、異なる複数の組織（個人の場合もあります。）が一つの組織を作り、それぞれが主催者の一員となり主体的に事業を行う活動のひとつの形です。

実行委員会の形で進めると、そこに主体的に関わる組織それぞれが持つ専門性やノウハウを持ち寄ることができ、イベントなどでは、それぞれのネットワークを通じて幅広い参加が期待できます。一方で役割分担が不明確になったり、メンバーが長期固定化されることで活動が停滞する場合もあるので、そのメリット、デメリットも考慮しながら、活動に関わるメンバーでどのような進め方をすべきか話し合っておくことが大切です。

(2) 活動への参加にあたってこころがけたいこと

①ボランティア活動の場合

<決まったルールはありません。下記のことには心がけると活動しやすくなります>

1	自分が出来る身近なことから始めましょう
2	体調や生活のリズムを考えて無理をしないで活動しましょう
3	相手の気持ちを考えて行動しましょう
4	活動の時間や内容など、相手と決めた約束・秘密は守りましょう
5	とにかく楽しみながら活動しましょう！

※ ボランティア活動には決まったルールはありませんが、ボランティアを受け入れられる団体、施設では活動をより良いものにするために活動ごとに約束や決まり事があります。活動前にボランティア活動者と受け入れる側の団体等がお互いにしっかりと活動の意義や内容を理解しておくことが必要です。

活動を始めるにあたって不安なことや分からないことが出てきたら巻末の相談窓口までお気軽に御相談ください。また各市町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置されていますのでこちらも活用されると良いでしょう。

②地域づくり活動・NPO法人の活動の場合

<活動のやり方はそれぞれ。まずは参加してみてできる活動から始めてみませんか>

1	気軽に参加できる活動を見つけましょう	町内会の祭り、行事、清掃活動や商店街のイベント、NPO法人が行っている活動など、自分が参加しやすい活動を見つけて参加してみましょう。
2	できることから始めましょう	仕事や家庭とのバランスをみながら無理をしないで活動しましょう。
3	時間がない人でもできることがあります	時間がとれない時には、活動に共感できる団体へ寄付や募金をすることで活動に関わる方法もあります。
4	参加する団体のルールや秘密は守りましょう	参加する団体があらかじめ決めているルールや、活動で知り得た情報や秘密は守りましょう。

※地域づくりやNPOについての総合的な相談や、集落に特化した地域づくりに関する相談は、資料編の各種相談窓口一覧にある窓口にお問い合わせください。

3 みずから動く・つくる ～自分たちで活動を起こす～

ここでは、自ら活動を起こそうと思った時の進め方のひとつの形を示しています。ここに書いてあるとおりにしなければいけないということではありません。これらを参考にご自分が活動しやすい形を作り上げてください。

(1) 活動の体制を考える

<どのようなスタイルで活動したいですか？>

非営利公益活動は、個人単位でできることもあれば、同じような思いを持つ人同士のゆるやかなつながりから複数人でグループや団体を作って色々なアイデアや考え方を出し合っていくこともあります。個人、あるいは複数でどのような形で活動していくかどうかは活動内容や活動者の考え方によって異なりますし、正解はありません。

もし、同じ思いを持った人同士が一緒になって活動を始めたい場合、その活動の目的やミッションを一度整理して、その目標の達成のためにどれだけの期間が必要でどのように取り組むべきかを、活動に関わるメンバーで話し合ってみましょう。

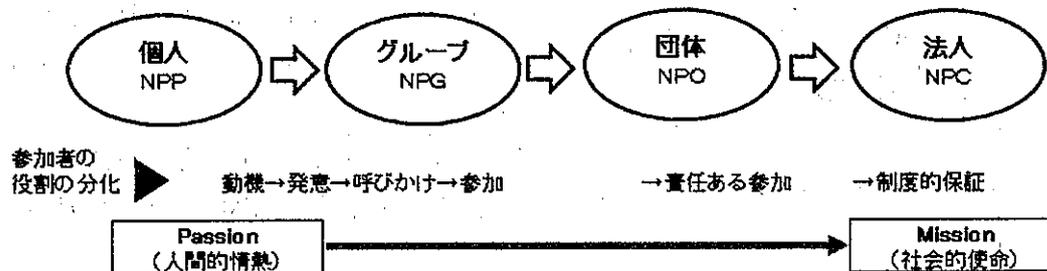
<活動の体制をつくる>

目的達成のために組織としての体制が必要になった場合も、そのあり方は多様です。その中から自分たちが活動しやすい体制を選択することになります。

活動するために法人という形をとらないといけないということはありません。組織をつくらずゆるやかに活動をしていく方法や、活動のために団体の法的・社会的な位置づけが必要な場合に法人化という方法もあるということです。

法人化することで社会的信用が増す、法人名で契約を結ぶことができるなどメリットがある一方で、法人化にともなう届け出や報告、各種手続きなど法に基づいた義務も発生します。その活動の目的や内容によって、組織化のメリット・デメリットを比べながら、最も適切な活動の形態を選択しましょう。

組織化の一般的な過程



○出典：NPO実践講座—いかに組織を立ち上げるか—山岡義典編著 ぎょうせい発行

(2) 計画を作ってみる

＜計画は団体の活動の方向性を示す基本となるもの＞

計画づくりは、団体がどのような目的やミッションを持ってどのような期間で、どこまで行うのかという方向性の基本となるもので、活動を事業化し、事業を進めるにあたって必要となります。

＜計画書を作ってみよう＞

まずは一緒に活動する仲間で、どのような活動をしたいのか話し合しましょう。その上で、活動の中・長期的な計画（3年～10年を目安）を立ててみましょう。

＜計画書の例＞

事業項目	年度の計画	年度の計画	年度の計画
【記入例】	ホームページの開設	通常運営	
情報事業	復興ニュースの発行(月2回)		復興ニュースのリニューアル

○出典：NPOリーダーのための15の力 日本NPOセンター発行

＜事業計画を考える上でのポイント＞

- ・ 何のために事業をするのか（背景、目的、ミッション）
- ・ 誰のためにするのか
- ・ いつまでにどこまでやるのか
- ・ 誰がやるのか
- ・ どれくらいのお金が必要なのか

など

中・長期的な計画を立てたら、それに基づいて、1年単位での短い期間での具体的な計画も立てていきましょう。

<企画書を作ってみよう>

やりたいことを企画書にすることで、活動の目的や目標、それらを実現するための方法や内容についてメンバーで共有しながら実施できます。

<企画書のイメージ>

テーマ	(企画のタイトル) ※企画の目的と目指すことが何かを、短い言葉で表しましょう	
目的	(なぜ、何のために行うのですか) ※企画の根幹ですので、問題意識や思い、その背景に根ざしている問題状況を示すとともに、社会・地域をどのようなものにしたいのか、この企画を通じたビジョンも書くと、取り組みによって目指したい展開のストーリーが明らかになるでしょう。	Why
背景・課題	(企画の背景、そこに存在する解決すべき課題は何ですか) ※事業を行うにあたって、社会背景や現状などを検証することが大切です。その際、具体的な事実(データや新聞記事など)も用いると根拠が明らかになります。	Why
獲得目標(成果)	(事業実施後にどのような状態になっていきたいですか) ※抽象的な表現ではなく、具体的にはっきりと。	How far
対象者	(どのような人に対して、どのくらいの人数に対して行うのですか) ※ターゲットは「一般市民」などではなく、対象としたい層を、性別・年代・居住地・職業などといった属性で切り分けて捉える等して、具体的に想定してみましょう。	Whom、 How many
場所	(どこで行いますか)	Where
時期・期間	(いつ、どの程度、どれだけの時間をかけて行いますか) ※ボリュームは予算にも関わるため、大風呂敷ではなく、身の丈でとらえましょう。	When、 How long
実施内容	(どのようなことを行いますか)	What
スケジュール	(目的を達成する為に、どのような手順で実施しますか) ※一つ一つのプロセスをスケジュールに落とししていくことが大切です。また実施内容や予算との整合性にも関わる上、進捗管理の目安にもなってきますので、できるだけ細かく書いておくと安心です。	How
事業費	(どれだけの経費を使って行いますか) ※予算は、企画内容への理解を進めるためのコミュニケーションツールという側面もありますので、実施内容や予算との整合性を確かめながら作成しましょう。その際、積算根拠や数量も具体的に示しましょう。	How much

○出典：NPOリーダーのための15のカ 日本NPOセンター発行

(3) 実際にやってみる

＜活動しながら必要なことも見えてきます。やり方を点検しながら進めましょう＞

計画や企画書をメンバー全員で共有した上で、実際に活動や事業をやってみましょう。実施する中で進捗を定期的に点検し、変更や見直しが必要なことが出てきたら、その場でメンバーと情報を共有して活動を改善していきましょう。活動や事業をこなすことで精一杯にならないよう、活動全体の進捗をチェックすることは大切です。

実際に活動してみて困ったことがあれば、身近な活動者（団体）に相談したり、県内のボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援する「一般財団法人とっとり県民活動活性化センター」に相談して、それらを解決していく方法もあります。

(4) 評価・改善する

＜活動のふり返り・評価は、活動を次につなげる大切な作業＞

活動や事業を実施したら、その事業のふり返り・評価をすることが大切です。

活動・事業の目的が達成されたかどうかはもちろん、実施の手法や進め方、その事業に関わる人の動きがどうだったかについても、メンバーで話し合い、確認をしておきます。活動や事業が充実して、無理なく続けられるように、活動メンバーだけでなく活動を客観的に評価できる外部の意見も取り入れながら、必要な部分を見直して改善していきましょう。活動メンバーだけでなく、活動を客観的に評価できる外部の方の意見も取り入れながら

第4章 協働のススメ

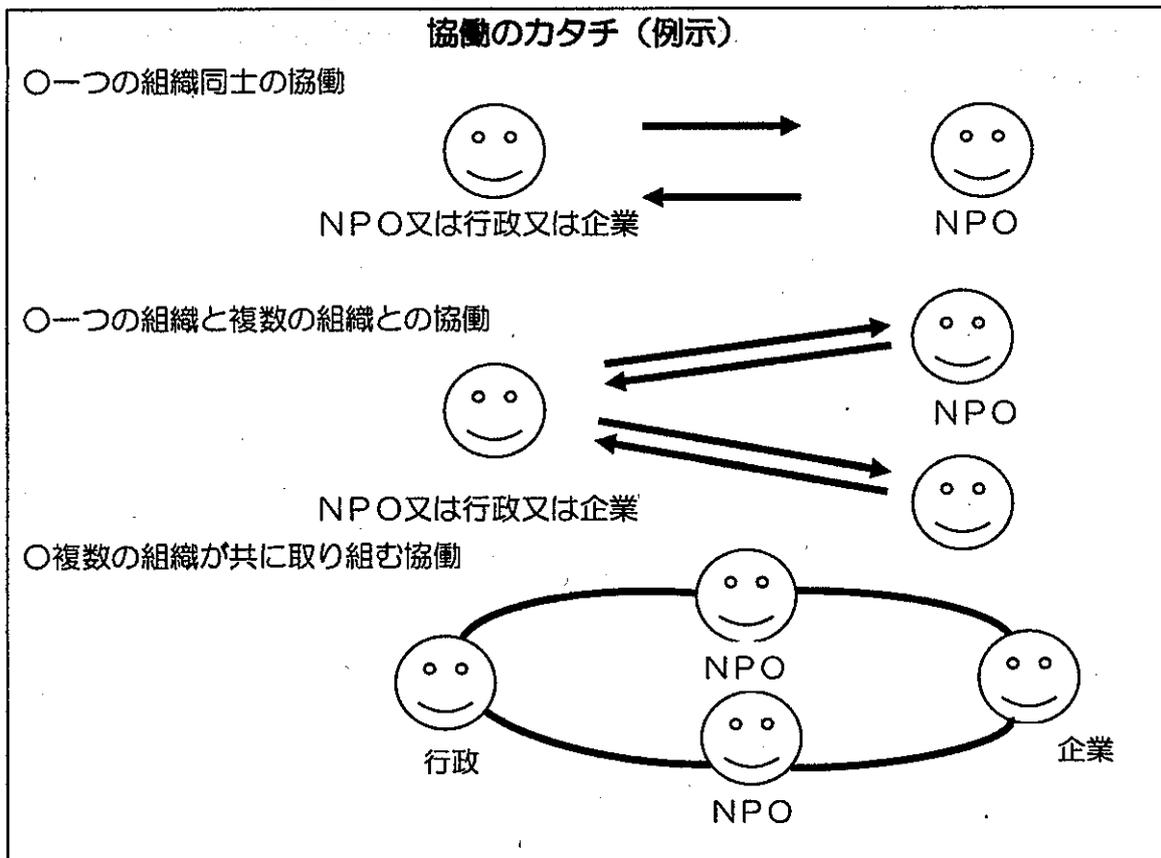
1 協働とは

＜立場の異なる組織が同じ目的達成のために対等に協力し合う、活動の一つの手段＞

協働とは、NPO、企業、市町村及び県などの社会的立場や目的の異なる組織が、共通の社会的目的を達成するために、互いの特性や資源の違いを踏まえて、対等の立場で連携し、協力することをいいます。（鳥取県非営利公益活動促進条例より）

協働は個人対個人の関係ではなく、共通の社会的目的を達成するために自立した組織が、単独で行うより協力して行った方がより効果が出ると考えられる場合に、それぞれの持つ資源（人材、物資、ノウハウなど）を持ち寄り、組織の立場や違いを理解した上で、対等な関係で一緒に取り組んでいく一つの「手段」です。

そもそも単独で解決できるのであれば単独で行えばよく、何でも他者と協働をすれば良いというものではありません。取り組む目的や内容によって、協働の形も色々です。



実際に、下にあるような活動も協働で取り組まれています。

⑦鳥取方式の芝生化の事例（行政と非営利公益活動団体）

○活動名

「鳥取方式の芝生化」の取り組み

学校を管理運営する行政と芝生を施行する業者、また実際に芝生を管理する利用者と、芝生に専門性の高いNPOといった様々な主体の協働により、「鳥取方式の芝生化」が実現しています。



活動の詳細は巻頭ページ「ここが鳥取力」P7へ

2 協働の相手

<協働で進めることで目的を効果的に達成することのできる相手を選びましょう>

協働に関わる組織は様々です。協働して進めることで目的を効果的に達成することのできる相手を選びます。協働は組織間の取り組みですが、協働の取り組みには社会の一員としての市民にも参画してもらい多くの視点を取り入れることも効果的です。

具体的な主体としては、NPO、ボランティア団体、自治会、行政、企業などが想定されます。

※本ガイドラインでは、行政とNPO等との協働について焦点を当て、その意義や取り組む際に知っておきたい視点について、第5章、第6章に示しています。

3 協働の原則

社会的立場や目的の異なる組織が、共通の社会的目的を達成するために協力しながら進めていくには、基本的なルールがあります。その中でも主に4つの原則を参考に協働を進めていきましょう。

目的の共有	協働する相手同士が、共通の目的や目標を共有しておくことが大切です。
自主性の尊重	特定の主体ばかりに負担が重ならないよう、それぞれの主体が自主的に、自立して取り組む必要があります。
相互理解と相互尊重 (対等の原則)	互いの特性や違いを十分に理解した上で、対等な横の関係であることを意識しながら進めましょう。
責任と業務の分担	双方の特性を考え、十分に話し合いをした上で互いの役割や責任の分担について合意形成しておきましょう。

4 期待される効果

協働を行うことで得られる効果は、以下のようなものがあります。

県民のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の多様化によりサービスも多様化し、より満足度の高いサービスが受けられる
NPO等活動団体の メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する団体の透明性と信用力の向上 ・(行政との協働で) 公共サービスへの参画機会増加 ・資金面でこれまで実施困難だった事業展開が可能に
行政のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・複数分野にまたがる横断的な事業を行うことが可能 ・ニーズや問題への効率的・効果的な実施、早期対応が可能 ⇒行政職員の意識啓発や行政改革推進につながる

企業と協働

企業は営利活動を目的とした組織なので、公益的な社会の課題解決を行う主体であると言い切れない部分がありますが、企業も地域社会の一員であることに変わりはありません。その専門性や経営資源等から地域を支える重要な役割を担っているとと言えます。

5 協働の流れと留意点

協働には大きく分けて「企画・立案」、「実施」、「評価・改善」の流れがあります。協働での活動や事業を行う場合の一般的な流れと留意点を示します。

(1) 企画・立案

○活動・事業を始める前に

<まずは現状や課題、ニーズを把握するために情報収集をしましょう>

協働での活動や事業を始める前に、現状と課題、ニーズなどを把握するために情報収集を行い、それらを解決するための手法について、実施に関わる者同士で話し合い、共通認識を持っておきましょう。

全ての事業で協働を行えば良いというものではありません。そこにある社会的課題に対して、単独で行うより複数の異なる組織が協力して行う方がより効果的だと判断される場合に協働の手法をとり入れましょう。

<協働に適した活動（例）>

1	多くの市民の参加を求めるもの
2	柔軟かつ専門的な対応が求められるもの
3	地域の実情に合わせる必要があるもの
4	市民が当事者性を発揮し、主体的に活動するもの
5	行政だけでは取り組みが困難なもの

○協働形態の検討

協働して取り組むことが決まったら、具体的な協働の形態を検討しましょう。

協働の形態は、委託、補助金、後援、共催、実行委員会（42ページを参照）など様々なやり方があります。その事業の目的や目標達成に対して、最も適切な形態を検討しましょう。

○協働相手の検討

一緒に協働して取り組む相手を検討します。事業内容によっても協働の相手や形態は異なりますが、選定にあたっては、事業の内容から他に協働すべき相手がないかどうか県内の団体情報なども参考にしながら検討していきましょう。

○事業実施に必要な事項の検討

協働の手法、相手が決定したら、協働事業に必要な事項（具体的なスケジュール、メンバーの役割分担、必要な人材・資金等）について、協働に関わるメンバーで話し合い、共有しておきましょう。

(2) 実施

これまで検討・決定してきた事項に基づいて活動や事業を実施します。実施の過程で上手くいかない事項、検討段階では想定できなかった困難事項があれば随時見直し、場合によっては軌道修正しましょう。実施過程を記録に残しておく、後で事業を振り返りやすいです。

(3) 評価・改善

活動や事業を実施したら、その達成度や実施プロセスを振り返り、評価しましょう。事業は実施したら終わりではなく、協働事業を次の展開に繋げていくため評価や分析も大切になってきます。

<振り返るポイント>

1	事業の目的・目標	事業の目的・目標を明確に設定し達成できたか
2	スケジュール	計画時のスケジュールどおりに事業を実施できたか
3	成果・効果	市民サービスの向上につながる成果・効果を得ることができたか
4	収支決算	収支は当初の見込みどおりであったか
5	協働の約束	当初に設定した協働の原則は守られたか

○出典：NPOリーダーのための15の力 日本NPOセンター発行より一部加工

第5章 行政におけるNPO等との協働のあり方（行政職員向け）

1 NPO等との協働とは

(1) NPO等との協働の意義

専門性や機動性、柔軟性を持ったNPO等と協働することによって、行政だけでは解決できない地域課題に対して、質の高いサービスを提供することができるようになります。

新たな公共サービスの担い手となっているNPO等との協働を進めることで、県民のニーズに合った質の高いサービスを行うことが求められています。

<NPOとの協働の現状は。>

NPOの活動は、鳥取県でもますます活動が盛んになっており、行政と協働した活動も増えてきているところです。しかし、「NPOのことが分からない」、「NPOとの協働の仕方が分からない」という職員からの声も多くあり、実際にNPO等との協働を正しく理解されないまま事業が進んでいる例も見受けられています。

<誤った「協働」、していませんか？>

NPOは行政が協働を進める上でのパートナーのひとつではありますが、何でもパートナーシップを図れば良いということではありません。一つの課題に対して、特性が異なる行政とNPO等が双方の活動目的にかなない、それぞれが単独で行うよりも効果が高いと思われる事業について、「協働」で取り組むことで大きな相乗効果が生まれます。

その時に、両者がお互いのことをよく理解せず、自分たちのやり方で事業を進めたり、「協働する」ことが目的になってしまうと、せっかくの協働の取り組みも効果が発揮されなくなってしまいます。

<パートナーシップ意識を大切に>

協働事業を行う時には、その取り組みをより良いものにするためには、協働する相手とのパートナーシップとしての意識が不可欠です。NPO等との協働では、特にパートナーという意識で動いているか考えながら取り組むことが大切です。

ここでは行政とNPO等との協働が適正に、効果的に実施されるよう、基本的な考え方を示していきます。実際に取り組む内容によって、柔軟に工夫して進めましょう。

(2) 正しく理解していますか？NPOのこと

ここでは、NPOについてのよくある誤解について示します。協働に取り組む前に相手のことを正しく理解しておきましょう。

<誤解1> NPOはボランティアではありません

ボランティアが自発的に活動をしている「個人」、ボランティア団体がそれら個人の「集合体」を指しているのに対して、NPOは自発的、非営利な社会的活動を継続して行う「組織」のことを指しています。

またボランティアが活動に対して原則無報酬であるのに対して、NPOは利益目的ではなく、組織や活動の維持のため、有償によるサービスの提供も行うことが可能です。

<誤解2> 「NPOがお金を稼いではいけない」ということはありません

ボランティア活動の特徴である「無報酬性」と、NPO活動の特徴である「非営利性」を混同して「NPOがお金を稼いではいけない」とか「ボランティアなのだから収益事業は行ってはいけない」と誤解していませんか？

「非営利」の意味は対価をもらってサービス提供してはいけないということではなく、活動で得た利益を社員（構成員）に配分しないという意味です。

NPOの継続的な活動のためには、事務所の維持や電話代等の事務的経費が必要です。これらの経費が利益の配分でないのと同様、職員の給料も正当な労働の対価として支払うのであれば、利益の配分とは言えず、非営利であることに矛盾はしません。

⇒NPOの活動は無償で行うものだという認識は改めましょう。

<誤解3> 法人格の有無で、その団体が優れているか決められるものではありません

NPO法人は他のNPOより優れている？

NPO法人は、法人格を持っていない他のNPOより優れているとは言えません。NPOの評価は法人格のあるなしではなく、活動の内容によって判断されるべきものです。

また、所轄庁（都道府県及び政令市）によるNPO法人の「認証」も、NPO法人の活動に対してお墨付きを与えるものではありません。原則書面審査で、NPO法の基準や手続きに適合していれば認証され、活動実績は問われません。

<NPOにもいろいろな段階があることを知りましょう>

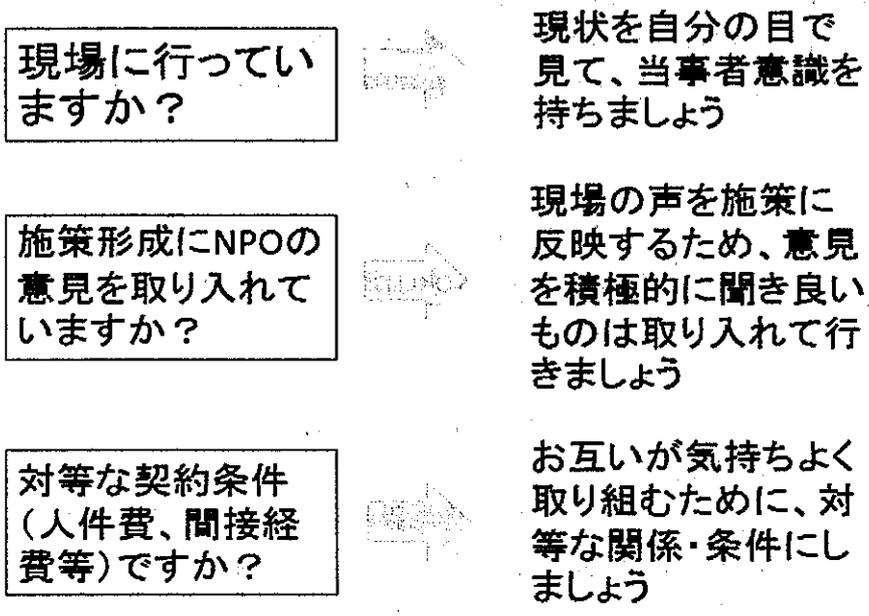
NPOといっても、活動の目的や内容、その実施する体制や規模も異なり、それぞれの団体の特性を活かして活動しています。NPOにもいろいろな段階があることを知りましょう。

段階	状況	ポイント
初動前	同じ思いを持つ仲間活動している。	とにかく始める活動を楽しむ
初動期	活動資金は主に会費や補助金に依存。 継続的・安定的組織活動の実績が乏しい。	趣味から仕事へ
成長期	継続的・安定的に活動し、広く外部資金を集め活動がより活発化し始める。	継続性 スタッフの雇用維持、人材育成
発展期	行政や企業等との対等なパートナーシップを形成し、専門性を生かした継続的・安定的活動の領域をさらに広げていく。	ノウハウの展開 後進の育成

(3) パートナー意識を持ちましょう

NPO等との協働において、パートナーシップを意識して取り組んでいますか？下記の視点を持って取り組んでいくことが大切です。

「パートナーシップ」を意識して取り組むこと



(4) NPO等との協働を始める前に

NPO等と協働事業を行いたい場合に、「NPOの探し方が分からない」、「NPOの活動内容や実績が分からない」という職員も少なくありません。NPO等について知る、活動に触れる方法を下記にいくつか示していますので、参考にしてください。

①<NPOの定款や事業報告書で知る>

NPOは、第3章にも示したように、NPO法人だけでなく法人格を持たない任意の団体も含まれます。県では、任意団体も含んだ県内の全てのNPOの活動を把握はしていませんが、県で認証したNPO法人の提出書類（定款、実績報告書等）を県のホームページで公開しています。

鳥取県のNPO法人認証一覧（鳥取県庁鳥取力創造課ホームページ内）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/28024.htm>

②<NPO等が発行する会報等で知る>

NPO等が発信している会報などの刊行物やホームページやブログ等で見ることで、NPO自らが発行する刊行物は、団体の活動目的や内容、現場の声をより分かりやすく知ることができます。NPO等によってはホームページやブログを開設しているところもあるので、こちらも参考にしてみると良いでしょう。

③<NPO等が実施するイベントや活動に参加してみる>

NPO等が実施しているイベントや研修、講座などの活動に参加すると、団体の実際の活動や、活動者の思いなどを肌で感じることができます。

県では、県内で開催されるイベント・講座やボランティア募集といった情報を「鳥取カサイト」で公開しています。こちらも活用しながらまずは参加してみましょう。

鳥取カサイト

（ボランティア・まちづくり等、地域活性化に取り組む県民・団体・企業を応援するサイト）

<http://tottoriryoku.pref.tottori.jp/>

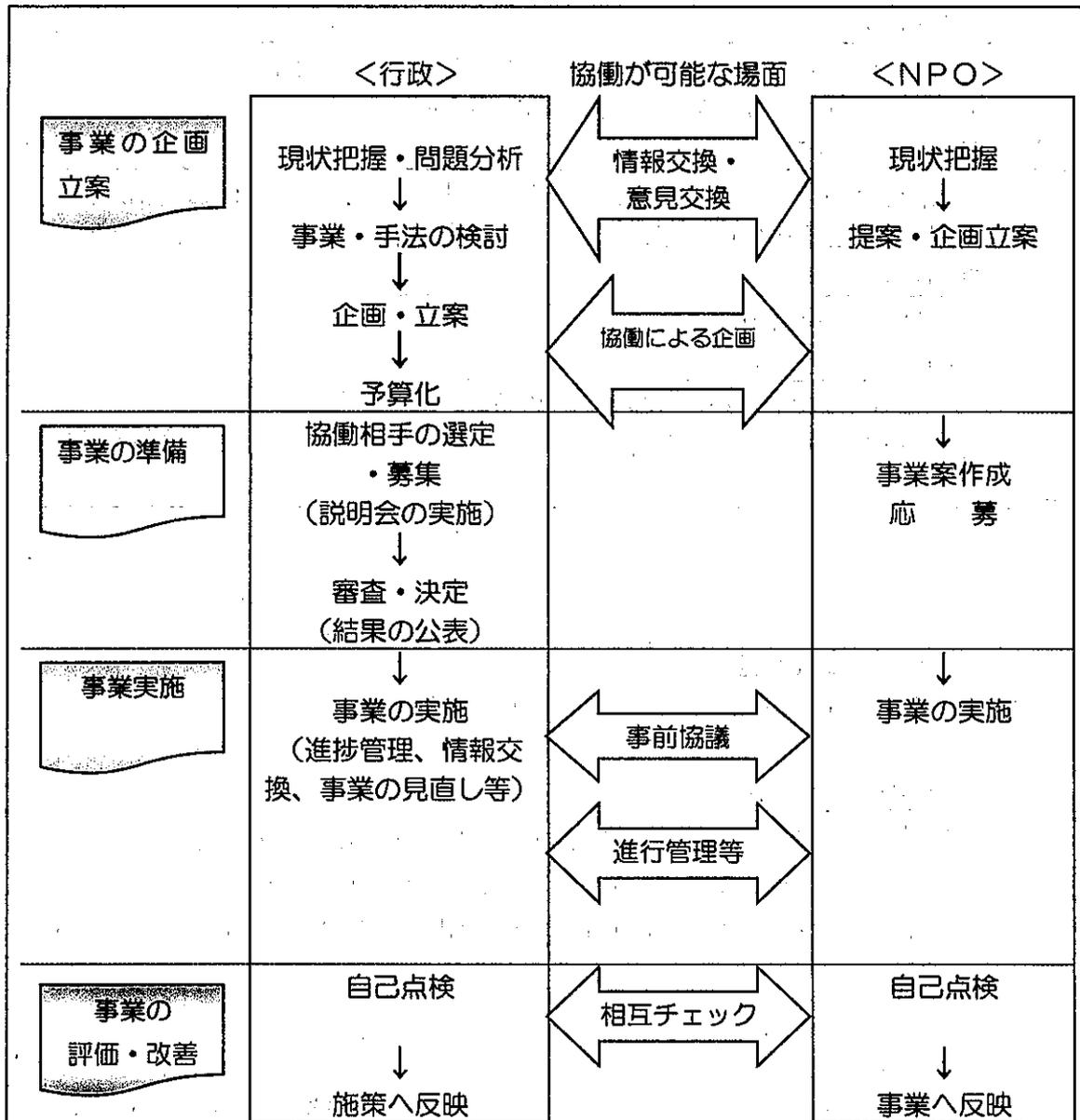
④<NPOとして活動に参加してみる>

行政職員も地域の一員として地域やNPOの活動に参加したり、会員になることも可能です。職員がNPOの会員や役員になることに特に制限はありませんが、報酬等を得ることは原則できない、職務専念義務を守るなどいくつかルールがあります。また、職務とNPO活動と厳密に区別するなど、NPOとの関係性について疑念を招くことのないよう十分考慮しましょう。

2 NPO等との協働の進め方

(1) 協働事業の基本的な流れ

NPO等と行政との協働事業の基本的な流れは、「第4章 協働のススメ」で示したものと同様ですが、事業を行う上での行政の手続きの流れも交えながら示すと下記のようにになります。



(2) 協働事業の形態

行政がNPO等と協働で事業を進める際、その実施の形態は後援、共催、実行委員会、委託、補助などさまざまな方法があります。

	手 法	具体例
委 託	行政が実施主体となって行う事業のうち、事業の内容によってNPO等に事業の実施をゆだねること。	各種事業／サービス／施設管理運営／調査研究／各種相談
補助金	NPO等が取り組む事業のうち、行政としても支援する必要があると認めるものに資金面で支援を行うこと。	事業補助／団体補助
後 援	その事業が行政の目的と合致する場合に「鳥取県」等の名義の使用を認める形で事業を支援するもの。	発表会／研修会／講演会／イベント／シンポジウム
共 催	それぞれの主体が主催者として、協力して事業の運営、実施を行うこと。	
実行委員会	異なる複数の組織が一つの組織を作り、それぞれが主催者となり事業を行うもの。	

(3) 事業実施の流れと留意点

(1) で示した図の流れに沿って、進め方の留意点を示していきます。

<事業の企画・立案、予算化>

①現状把握・問題分析

- ・地域や社会的問題を解決するために、現状の把握とそこで浮き彫りになった問題点や課題の分析をしていきます。現状把握のための情報収集は、アンケート調査や先進事例の調査のほか、直接県民やNPOの意見を聞くことも大切です。

②事業・手法の検討

- ・検討にあたっては、課題、目的、解決策（手法）、成果目標を整理します。
- ・事業を検討する中で、事業の内容によっては協働が最適な手法ではない場合も出てくることもあります。協働はあくまで活動の有効な手段の一つであるということを忘れないようにしましょう。

- ・協働が最適な手法だと判断された場合に、事業の内容によって、後援、共催、実行委員会、委託、補助等の方法から、最適な協働形態を選択しましょう。

③企画・立案

- ・これまで検討してきた事業の課題、目的、解決策、成果目標等を整理して具体的な事業の企画・立案をしていきます。
- ・事業の内容によっては、企画立案の段階からNPO等の意見や提案を取り入れたり、協働して企画を作っていくことも大切です。

④予算化

- ・目的を達成するために必要となる事業の予算を積算します。事業の内容や協働の形態によって積算内容は大きく異なりますが、協働の相手の負担にならないよう積算に配慮することが大切です。県の予算編成にあたっての留意点にも以下の項目が明記されています。

ONPO等との協働・連携事業の的確な対応

NPO等との協働・連携事業を立案する場合は、所要経費の積算において、実施する事業の内容に応じて人件費を的確に見込むこととするほか、事業実施に当たっての諸手続などで相手方に過度な負担を課すことのない仕組みを検討すること。

(平成26年度当初予算編成等に当たっての留意事項資料より抜粋)

ここでもパートナーシップ

より良い事業にするために…

両者が対等な立場で共通目的を達成するために…

契約も対等な関係になるよう事業費を積算

(委託の場合)

- NPO等との協働による委託事業では、NPOの専門性や経験、ノウハウなどに対して適正な対価を積算しましょう。
- 人件費が発生するものについては、事業の内容、熟度に応じて適切な単価を設定しましょう。

⇒ 安易に非常勤単価を直接用いるのではなく、事業の内容・熟度に応じた正職員給料等も参考にしながら単価を検討しましょう。

なお、NPO等に委託する業務が月額給与になじまない場合は、日額単価×業務日数などで算出します。

- NPO等の組織や活動の運営に過度な負担を課さない積算に配慮し、事業の直接経費以外に、事業の実施に最低限必要となる事務経費などの間接経費を含めるようにしましょう。(間接経費については事業の内容に応じて積算する他、直接経費に上乗せして積算する場合があります。)

(補助の場合)

- 補助はNPO等が主体的に行う事業に対し、公益性の観点から行政としても支援する必要があると認めるものに資金面での支援をすることです。
- 補助金の継続的な交付は、行政への依存度が高くなり、団体の自主的、自立的な活動を損なう危険もあるため、補助対象経費や補助率、補助期間等に制限を設けることも必要です。

POINT! ～予算の積算の留意点～

- 人件費が発生するような委託事業では、個々の事業内容に応じて適正な額を積算する、事業に必要な事務経費も積算に含めるようにしましょう。
- 補助事業では、補助対象経費や補助率、補助期間の設定など、NPO等の自主性や自立性を損なうことのない補助内容としましょう。

- NPO等との委託や補助等の協働事業において、行政から対価が適正に支払われないと、NPO等が事業実施のために自己資金を持ち出しするなどして、結果的に組織運営のための必要経費が不足し、結果として組織としての活動を続けられなくなることにもなりかねません。

より良い事業の実施のために、日頃からNPO等と広く意見交換を行いながら、互いの特性を理解しながら協働のパートナーとしての関係を築いていきましょう。

<事業の準備>

①協働相手の選定・募集

- ・広く公募しましょう。

⇒ 事業目的や内容、事業形態によって異なりますが、企画提案型の委託事業、補助事業は公募して実施します。公募にあたっては、広報や説明会を開催、質疑応答の期間を設けるなどして、応募者からの不明点に丁寧に対応しましょう。

- ・募集要項等の内容を明確にしましょう。

⇒ 募集要項は、事業の目的に応じた応募者の資格要件や、募集する事業内容や仕様書、企画提案事業を選考する選考基準など、募集内容や公募に係る手続きが応募者に分かりやすく伝わるように記載しましょう。

- ・分かりやすい募集書類を心がけましょう。

⇒ 必要以上に提出書類を求めているか、また、事業実施要領や補助金交付要綱等の書類が分かりやすい言葉で書かれているか確認しましょう。

- ・余裕のある公募期間を設定しましょう。

⇒ 応募団体が事業を企画し、提出書類を揃えるために必要となる十分な応募期間を設定しておくことが必要です。最低でも1カ月、事業の内容、規模によっては2～3カ月を目安にして応募期間を確保しましょう。

- ・事業の審査会等では、審査委員に外部人材を登用するなど、公平性・透明性を確保しましょう。

POINT! ～協働相手の選定・募集～

- ・十分な応募期間を確保しましょう（事業内容、規模に応じて最低1カ月～複数月を目安に。）
- ・公募資料、提出書類は分かりやすさを心がけましょう。

②審査・決定

- ・選考結果は、審査会等開催後速やかに全ての応募団体に通知する他、選考結果を公開しておきましょう。

<事業の実施>

- ・実施にあたっては、委託事業や補助事業であってもNPOに任せっぱなしにするのではなく、行政職員も現場に行き事業に関わって事業の進捗状況の把握に努め、事業が適正に、効果的に実施されているか確認しましょう。
- ・事業の途中段階でも、協働相手と定期的に意見交換、コミュニケーションを図りながら、事業の進捗や実施上の課題について情報交換しましょう。

- ・事業を実施する中で、トラブルが発生するなど事業内容を変更する必要性が生じた場合は、必ず双方で協議、合意の上、柔軟に事業を見直すことが必要です。

POINT! ～事業の実施～

- ・行政職員も積極的に現場に出向き、事業の進捗や現状把握をしましょう
- ・事業実施途中でも、事業の進捗状況について互いに進捗を管理し、必要があれば事業の内容を見直しましょう。

<事業の評価・改善>

①自己点検

- ・事業が終了後は、行政とNPOのそれぞれで事業の実施内容を点検します。

②相互チェック

- ・行政とNPOが事業を振り返る機会を設けて、互いの事業内容をチェックしましょう。
- ・事業の振り返りでは、協働による事業効果が発揮できたかどうか、互いの協働の役割は十分に発揮されていたかどうか確認し、足りない点や課題があれば、その改善策を話し合い、次の事業に活かしていきましょう。
- ・事業の評価や成果は、事業の透明性確保の点からも広く公開するよう努めましょう。

第6章 NPO等における行政との協働のあり方（NPO等向け）

1 行政との協働とは

<こんな思いをしたことはありませんか？>

「行政と協働したいが行政の仕組みがよく分からないので前に進まない」、「行政と協働してみたが、仕事の仕方が違うので上手く行かなかった」。行政と協働することに対して、このような思いをされている方も少なくないのではないのでしょうか。

<異なる組織が協働する時に誤解が起こりやすいのは。。。>

NPOはその専門性、機動性、柔軟性から、そこにある課題に対して迅速に判断、対応することができます。一方で行政は公平・平等を原則に、法律や条令に基づき組織で動くことから、課題への対応決定に時間が必要になります。このように異なる組織が協働する時には、その仕組みの違いから、誤解や行き違いが起こりやすいものです。

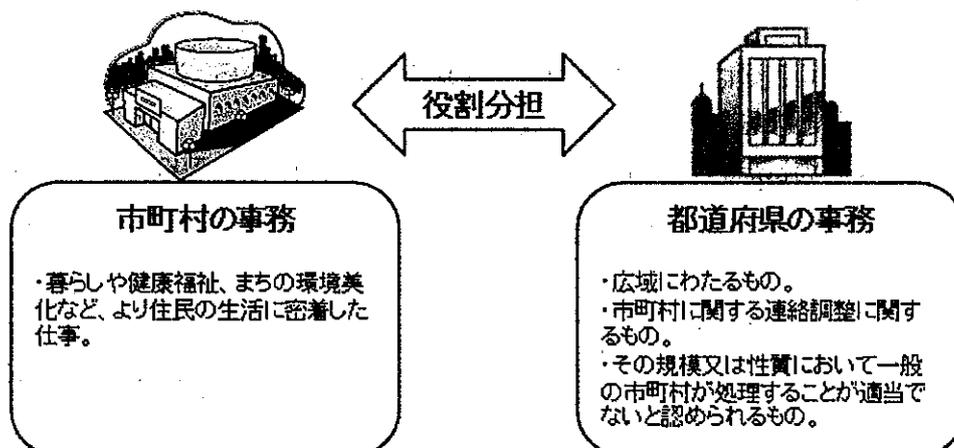
しかし、逆に考えれば、相手の組織や仕組みを知ることによって、協働しやすくなるとも言えます。

ここでは、行政の仕組みについて、基本的なことをいくつか抜き出して示しています。行政の仕組みや仕事の流れを押さえた上で、行政との協働に活かしてください。

2 知っていますか？行政のこと

(1) 都道府県と市町村の違いは？

都道府県と市町村では、下のような役割分担をしながら住民の生活に必要なサービスを提供しています。



○出典：図解よくわかる 地方自治のしくみ（今井照著 学陽書房発行）を参考に一部加工

(2) 行政の特性は？

行政は法律・条例等に基づき、多くのプロセスを経て事務を執行しています。他にも行政はNPOとは異なる特徴があります。主な特性は以下のとおりです。

<行政の特性>

特性・強み	<ul style="list-style-type: none">・組織力がある・権限（自治事務、法定受託事務）・社会的信用 など
弱み	<ul style="list-style-type: none">・縦割り組織になりやすい・合意形成に時間がかかる・前例主義、保守的になりやすい など

<NPOの特性>

特性・強み	<ul style="list-style-type: none">・多様性・機動性、先駆性・専門性 など
弱み	<ul style="list-style-type: none">・資金不足・人手不足・（団体によっては）情報収集力、広報力が弱い など

MEMO ～委託や補助事業等で行政へ申請書類や報告書類を提出するのはなぜ？～

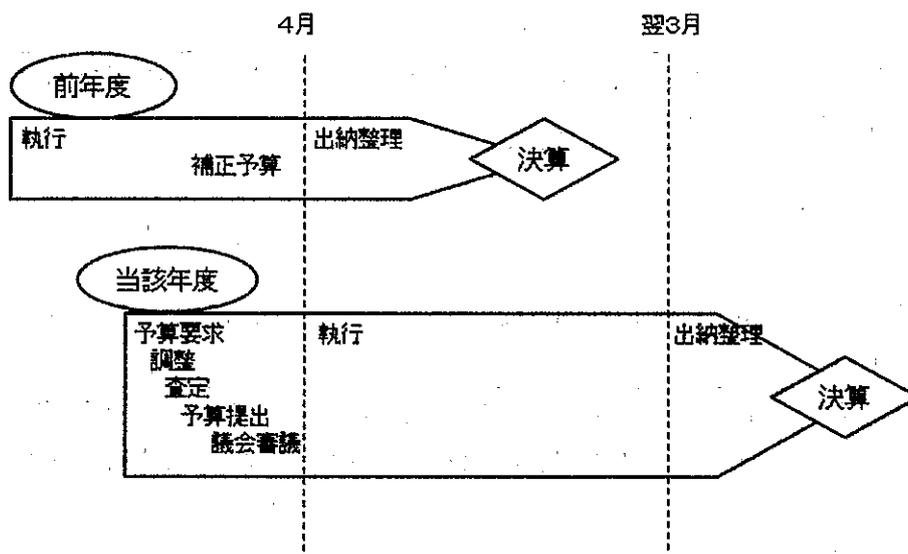
行政が実施する委託事業や補助事業等では、その事業に応募する際には申請書や申込書などの書類を、事業終了後には実績報告書を、事業毎で定められた様式で提出する必要があります。提出する側にとって、これらの書類を作成することは労力や時間もかかります。

これらの手続きや書類は、事業が公金で賄われていることから、適正な事業実施を確認するために必要となるものです。

よりよい協働を進めるために、行政はできる限り書類の簡単化を図り、そのような書類が必要なのかの説明に努め、NPO等もこれらの手続きについて理解をしていただくことが必要です。

(3) 行政の予算づくりの流れ

自治体の予算は、会計年度独立の原則に基づき、4月から翌年3月までを一年度として作成されています。行政の予算づくりの流れは、それぞれの自治体によって異なりますが、下のような流れで進められています。



○出典：図解よくわかる 地方自治のしくみ（今井照著 学陽書房発行）を参考に一部加工

翌年度予算案の議会への提出時期から逆算すると、各行政部署ではおおむね秋頃から予算要求書の作成が始まります。NPOが政策や事業提案を行いたい場合、その事業を行いたい年度の前の年の予算要求前には行政に相談することで、タイミングを逃すことなく提案することができるでしょう。行政にとってもNPO等からの提案は政策や事業づくりの貴重な参考になります。

3 行政も知りたい NPOのこと

<自分たちの活動を多くの人に発信していますか？>

行政職員も協働事業のパートナーであるNPOのことを知りたいと思っています。しかしNPOと協働事業を行いたい場合に、NPOがどんな活動をどのように運営しているか知らない職員も少なくありません。NPO等も自ら情報発信を行い、行政に限らず広く自分たちの活動を知ってもらいましょう。

（第5章で行政側のNPO等との協働事業での適切な経費の積算等について示しましたが、NPO自身も自分たちが行っている活動にどれだけのコストがかかっているかなどを把握・整理して協働相手である行政に発信していくことも大切です。）

<誰に、何を、どうやって伝えたいのか整理してみましょう>

団体の活動の情報発信には、まず、情報発信の目的「どうして広報したいのか」を整理することから始まります。その目的によって「何を」、「誰に」、「どうやって」伝えるか異なってきます。

目的の例

まずは活動を知って欲しい／会員を増やしたい／寄付を増やしたい／活動を手伝って欲しい／団体のイベントに参加して欲しい	など
---	----

<色々あります、伝える手段>

伝える手段は色々ありますが、「何を」、「誰に」伝えたいかによって、活用する媒体を選びましょう。

自ら発信するもの	会報、ホームページ、団体紹介パンフレット、チラシ、ポスター、メールマガジン、ブログ、ツイッター、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス） など
他の媒体を活用するもの	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、自治体が発行している広報物、自治体や地域の行事 など

資料編

- 1 地域づくり活動・非営利公益活動・協働の基礎知識Q&A
- 2 鳥取県非営利公益活動促進条例
- 3 すぐに使える！計画書・企画書様式
- 4 各種相談窓口一覧

1 地域づくり活動・非営利公益活動・協働の基礎知識Q & A

Q1 NPOとボランティアの違いは何ですか？

A1

ボランティアは、自発的に活動している「個人」、ボランティア団体はそれら個人が集まったグループのことを、NPOは社会的目的、課題を解決するために専門性、機動性を持って活動する「組織」のことを指します。

ボランティアは原則無償で活動が行われますが、NPOは利益目的でなく、専従スタッフやボランティアスタッフなどで活動を行います。

Q2 NPOとNGOの違いは何ですか？

A2

NGO (Non-Governmental Organization) は、日本語では「非政府組織」と訳され、国連が政府以外の民間団体との協力関係を定めた国連憲章第71条の中で明文化されています。

このため、特に国際的な活動を行う団体を指してNGOと言うこともありますが、NGOは「政府であるかないか」、NPOは「営利か非営利か」と、団体を見る視点が違うだけで、基本的には同様の意味を持つといえます。

Q3 NPOと自治会等地縁組織との違いは何ですか？

A3

日本には、自治会などの地縁組織があり、これを基盤に青年団や子ども会、婦人会、老人会などでさまざまな活動が行われています。

これらの多くは、一定の区域に居住している方々の相互扶助的活動（共益性）が中心となっており、公益的な社会貢献活動を自発的に行うNPOとは少し異なると考えられています。

しかし、これら地域団体の活動を、より広い範囲を対象とした社会貢献活動を主要活動に捉えれば、NPOととらえることも可能であり、その境界は非常に曖昧です。

Q4 NPO法とは何ですか？

A4

正式には「特定非営利活動促進法」といい、平成10年に施行されました。

①目的 一定の要件を満たす市民活動を行う民間の非営利団体に、簡易・迅速に法人格という道具を与え、その活動を支援します。ただし団体の活動を正当化したり、団体をバックアップしたりするためのものではありません。

②特徴 法律に定められた要件を満たしていれば、所轄庁（その行政事務を取り扱っ

ている官庁のことで、ここでは都道府県又は政令市を表します。)は法人の設立を認めなければなりません(認証)。また、役所の裁量で判断することを少なくするため、他の法律のように政令・省令・通達等で定めていた細かい運用等はずくられず、細目的なことも法律に書かれています。

Q5 NPOの法人化とは何ですか？

A5

法人格を持っていないNPOは一般的には任意団体と呼ばれ、実態は団体であっても法律上は個人の集まりとしての扱いを受けます。

法人格を取得することにより得られるメリットは、権利関係や責任の所在を明確にすることができるということです。法人化により社会的信頼が高まったり、団体の理念に共感する人材を集めやすくなります。また定款認証や設立登記の費用がかからない、収益事業のみ法人税が課税されるなど、費用面でもメリットがあります。

一方で、法人としての各種手続きに係る事務が発生したり情報開示の義務が生じるなど法人化することによる義務もあります。法人格の取得については、自らがメリット・デメリットを比較して団体の運営に最も適した形態を選択しましょう。

Q6 認定NPO法人とは何ですか？

A6

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準に適合したものととして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます。認定NPO法人への寄附金は、税制面での優遇を受けることができるため県内の認定NPO法人が増えることにより寄附文化が醸成されていくことが期待されます。

また鳥取県では、認定NPO法人を目指すNPO法人が認定を受けやすくなるように鳥取県独自の基準で指定を行う条例個別指定制度を定めています。

Q7 地域づくり活動について相談をしたいが？

A7

活動をこれから始める、または活動していく中で分からないことや自分たちだけでは解決できないことも出てくると思います。

そのような場合に、県では相談窓口を開設し、各種相談を受け付けます。(一般財団法人とっとり県民活動活性化センターが受託実施)

相談によって解決の糸口が見つかることもあるので、まずは相談してみましょう。

Q8 活動をしてみたいが気軽に取り組み始める活動は？

A8

地域には、自治組織の祭りや講座の実施、清掃活動、商店街のイベントなど、一年を通して様々な行事が行われています。一度興味のある活動に参加してみてもいいでしょうか。参加してみて良かった、楽しかったと感じられればまた次の活動にもつながります。まずは活動を楽しむことを第一に考えて参加してみましょう。

鳥取県では、「鳥取カサイト」というホームページを開設し、県内で開催されるイベント、研修・講座、ボランティア募集情報等を広く情報発信していますので、このサイトもご利用ください。

(「鳥取カサイト」ホームページアドレス <http://tottoriryoku.pref.tottori.jp/>)

Q9 地域活動をしていくためのお金はどうする？

A9

活動をしておられる方の多くが資金集めに苦労されていると思います。活動資金の確保は活動の継続にとってとても重要です。まずは活動メンバーで会費を募る、活動を利用する方から利用料金をいただく、活動に賛同される方からの協力金など、自分たちの身の回りで資金集めをしていきましょう。

自分たちで資金を十分に確保出来ない場合、自治体等の助成金や補助金を活用するというのも一つの方法ですが、助成金は一時的な資金であり、助成金ありきで活動を運営していくと団体の自立的で継続した活動が難しくなる場合もあります。団体の目的や運営方針、活動の内容に照らしてより良い資金の獲得方法を考えることが肝要です。

2 鳥取県非営利公益活動促進条例

平成 13 年 9 月 28 日

鳥取県条例第 50 号

名実ともに地方分権が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観やニーズの多様化が著しく、また、少子高齢化、過疎化などの課題が深刻化している今日、市町村や都道府県だけで地域づくりを進めることには限界があることは明らかである。我が県は、人と人、人と地域との結びつきが強く、ボランティア活動など各種の社会活動への参加意欲も高いなど、住民が主体となった地域づくりに取り組んできた実績がある。今後、住民のニーズや地域の課題に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを行うためには、地域の特性や実情に応じて、住民が主体的に自分たちの地域のことを考え、自ら実践していく取組に加え、住民、市町村及び県が連携、協力し合う協働を進めていく必要がある。地域づくりにおいて積極的に県民が参画することにより、県民が幸福に暮らすことのできる地域社会を実現するためには、非営利公益活動をより活発にし、非営利公益活動が県民からの信頼に応えられるようにならなければならない。このためには、非営利公益活動団体の協働の推進と支援の充実が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、非営利公益活動団体、県民及び県の責務を明らかにするとともに、非営利公益活動団体及び県民による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって県民の参画に基づく個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動

- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動
- (20) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 この条例において「非営利公益活動団体」とは、非営利公益活動を行うことを主たる目的とする団体であつて、営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げる活動を行うものを除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内に居住し、又は滞在する個人
- (2) 県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体以外の団体

4 この条例において「協働」とは、非営利公益活動団体、県民、市町村及び県が非営利公益活動を実施するために、互いの特性及び資源の違いを踏まえ、対等の立場で連携し、協力することをいう。

(基本理念)

第3条 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。

2 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、非営利公益活動団体及び県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく非営利公益活動団体及び県民相互の利害の調整に努めなければならない。

3 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、それぞれの特性及び資源を活かした協働を行うことの有効性について認識を深めるよう努めなければならない。

(非営利公益活動団体の責務)

第4条 非営利公益活動団体は、自己の役割と責任を自覚し、自らの情報を積極的に公開する

ことにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるとともに、非営利公益活動への県民の参加及び協力が得られるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、非営利公益活動に対する理解を深めるとともに、自己の役割と責任を自覚し、自発的に非営利公益活動を行うよう努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、市町村と連携を図りながら、非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 県は、市町村が非営利公益活動を促進するための施策を策定し、実施するよう促すほか、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、非営利公益活動団体及び県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する非営利公益活動団体及び県民の理解を深めるよう努めなければならない。
- 4 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、当該非営利公益活動の妨げとならないように配慮しなければならない。

(協働による業務の実施等)

第7条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体又は県民との協働が有効であると認めるときは、当該非営利公益活動団体又は県民と事業目的、役割分担等を十分に協議して業務を実施するよう努めなければならない。

2 県は、非営利公益活動団体又は県民との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(非営利公益活動等に対する支援)

第8条 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体を支援するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 非営利公益活動に関する情報の提供
- (2) 非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の整備
- (3) 非営利公益活動を支える人材の養成
- (4) 非営利公益活動に必要な知識及び技能の習得の機会の提供
- (5) 非営利公益活動団体相互の交流及び連携並びに非営利公益活動団体と県民との交流及び連携を図ることのできる機会の提供
- (6) 非営利公益活動を総合的に促進するための拠点の整備
- (7) 前各号に掲げるもののほか、非営利公益活動を促進するために必要な措置

(意見又は提案の聴取)

第9条 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動を促進する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、非営利公益活動団体又は県民の意見又は提案を聴くよう努

めなければならない。

2 非営利公益活動団体又は県民は、前項の規定による場合のほか、非営利公益活動に関する県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施することを求める提案を含む。）を知事に提出することができる。

3 知事は、前2項の規定による意見又は提案の提出があったときは、遅滞なく、当該意見又は提案の内容及びこれらに対する県の意見を取りまとめ、公表しなければならない。

(就業環境の整備)

第10条 事業主は、労働者が非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備に努めなければならない。

2 知事は、非営利公益活動に参加しやすい就業環境の整備を図るために必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な報告を求めることができる。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 知事は、平成29年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

附 則(平成15年条例第31号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 すぐに使える！計画書・企画書様式

①計画書様式

項目 (活動名・事業名など)	年度の計画 (年度)	年度の計画 (年度)	年度の計画 (年度)

②企画書様式

テーマ	
目的	
背景・ 課題	
獲得目標 (成果)	
対象者	
場所	
時期・ 期間	
実施 内容	
スケジュー ール	
事業費	

4 各種相談窓口一覧

■地域づくり活動、ボランティア活動、NPOの活動に関する相談は	
鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課	電話：0857-26-7071
	ファクシミリ：0857-26-8196
	電子メールアドレス：tottoriyoku@pref.tottori.jp
一般財団法人とっとり県民活動活性化センター	電話：0858-24-6460
	ファクシミリ：0858-24-6460
	電子メールアドレス：info@tottori-katsu.net

■NPO法人を設立するには (事務所設置予定の市町村によって窓口が変わります)	
(鳥取市、岩美郡、八頭郡) 鳥取県地域振興部東部振興監東部振興課	電話：0857-26-7969
	ファクシミリ：0857-26-7127
	電子メールアドレス：toubu-shinkou@pref.tottori.jp
(倉吉市、東伯郡) 鳥取県中部総合事務所地域振興局中部振興課	電話：0858-23-3177
	ファクシミリ：0858-23-3425
	電子メールアドレス：chubu-shinkou@pref.tottori.jp
(米子市、境港市、西伯郡、日野郡) 鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課	電話：0859-31-9694
	ファクシミリ：0859-31-9639
	電子メールアドレス：seibu_shinkou@pref.tottori.jp

■集落などの地域づくり活動に関する相談は	
【東部地区】 鳥取県地域振興部東部振興監東部振興課 中山間地域振興チーム	電話：0857-26-7967
	ファクシミリ：0857-26-7127
	電子メールアドレス：toubu-shinkou@pref.tottori.jp
【中部地区】 鳥取県中部総合事務所地域振興局中部振興課 中山間地域振興チーム	電話：0858-23-3298
	ファクシミリ：0858-23-3425
	電子メールアドレス：chubu-shinkou@pref.tottori.jp
【西部地区】 鳥取県西部総合事務所地域振興局 中山間地域振興チーム	電話：0859-31-9606
	ファクシミリ：0859-31-9639
	電子メールアドレス：seibu_shinkou@pref.tottori.jp
【日野地区】 鳥取県西部総合事務所日野振興センター 日野振興局地域振興課 中山間地域振興担当	電話：0859-72-2080
	ファクシミリ：0859-72-2072
	電子メールアドレス：hino-shinkou@pref.tottori.jp

ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動に関する相談は

一般財団法人とっとり県民活動活性化センターへ！



一般財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」）では、

1. ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動の総合的な支援
2. NPO、企業、行政、大学、自治組織等、多様な主体による協働・連携の推進

を柱に、県民の皆さんの多彩な力が社会で発揮される機会を広げ、それぞれの活動が響きあい、お互いを支援しあう地域・テーマのコミュニティ形成（参加と共感による「支援のコミュニティ」づくり）をすすめ、それを支える団体や担い手の育成をめざし、各種支援事業を行っています。

（センターでの支援）

- ①センター事務所又は訪問による相談対応
- ②NPO等の団体や担い手育成のための研修会の開催
- ③ウェブや紙媒体を使った情報の収集・発信
- ④地域やテーマを越えた団体間のネットワークや多様な主体間の連携・協働の推進
- ⑤共感を広げ参加を促す、人・モノ・カネ等の資源の開発・仲介・提供支援
- ⑥調査研究、政策提言

～お気軽に御相談ください～

一般財団法人とっとり県民活動活性化センター

事務所：倉吉市山根557-1パープルタウン2階

電話：0858-24-6460（受付時間 10:00～18:00 土日祝除く）

メールアドレス：info@tottori-katsu.net ホームページ：http://tottori-katsu.net/

このガイドラインは、「みんなでつくる鳥取力創造ガイドライン検討委員会」での検討の他、パブリックコメントや一般財団法人とっとり県民活動活性化センター主催の県内各地での出前相談会・意見交換会等の機会を通じて県民の皆さまの御意見をお聞きしながら作成しています。

みんなでつくる鳥取力創造ガイドライン検討委員会委員名簿

氏名	所属・役職	備考
小泉 元宏	鳥取大学地域学部地域文化学科 講師	委員長
田中 玄洋	特定非営利活動法人学生人材バンク 代表理事	
蛇谷 りえ	合同会社うかぶLLC 共同代表	
新田英理子	認定特定非営利活動法人日本NPOセンター 統括部門長	
毛利 葉	一般財団法人とっとり県民活動活性化センター 事務局長	

事務局・発行

鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課

「鳥取力」をみんなでつくり上げるためのガイドライン

～はじめの一歩

〒680-8570

鳥取県東町2丁目220

鳥取県未来づくり推進局鳥取力創造課

電話：0857-26-7070、7071

ファクシミリ：0857-26-8196

ホームページ：<http://www.pref.tottori.lg.jp/tottoriryokusouzouka/>

E-mail：tottoriryoku@pref.tottori.jp



鳥取県ボランティア総合情報サイト「ボランとり」は、ボランティアをしたい団体・個人とボランティアを募集したい団体とをつなぐウェブサイトです。

「ボランとり」では、ボランティア団体・人材、ボランティア募集、ボランティア講座などの情報を検索・閲覧することができるほか、サイトに登録いただくことで、登録者の希望に応じたボランティア情報を入手することができます。

●ボランとり「鳥取県ボランティア総合情報サイト」

<http://tottoriryoku.pref.tottori.jp/vol>